

令和2年度決算特別委員会会議録

令和3年9月17日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 17：11

○委員長

ただいまから、令和2年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

最初に監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に一般会計の審査を行います。一般会計の審査については、審査を効率的に進めるため、歳出は5つに、歳入は一括して質疑をさせていただきます。また、原則として質疑は質疑事項一覧表の記載順に行っていただき、討論・採決については、保留して最後に行いたいと思います。3番目に特別会計の審査に入ります。特別会計につきましても、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論・採決につきましても、一般会計と同様に保留して、最後に行いたいと思います。4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思います。以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、9月2日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、各委員の残時間については、モニターに随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。また、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員ならびに執行部各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○川上発言

今、50分持ち時間制ということなのですが、改めてそれについては見直してほしいと。理由は、今決算については、新型コロナ対策もあって、事業費、決算規模が大きくなっており、従来の50分持ち時間制で十分な審査ができないと思うんです。そういった点から言えば、これまでの経験で言っても会期を残して、予定の決算の日を残してと、あるいは時間を残して審査終了となっておりますので、今回は通告については、持ち時間制でなく、審査できるようにしてもらいと思います。取り計らいをお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：04

再 開 10：05

委員会を再開いたします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、質問された部分に対するのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いいたします。

最後に、委員の皆さんに要望いたします。事業概要等については、既にご承知のことと思

ますので、そのような質疑は、会議時間短縮のためぜひ割愛していただきますようお願いいたします。また、会議出席者を最小限度とするため、審査ごとに区切り、答弁予定の職員のみ入室するよう事前をお願いしております。したがって、通告外の質疑をされた場合には、担当課が不在の場合もあります。通告外の質疑を行う場合は、事前に委員長にお知らせしていただくなど委員会のスムーズな進行にご協力をお願いします。

また、御承知のとおり、本日午後に台風14号が最接近する予報となっております。万が一、市内に災害発生のおそれがあるような場合には、委員会の進行について、ご相談させていただくこともあるかと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、「認定第1号 令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から、「認定第12号 令和2年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの12件を一括議題といたします。

お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部におたずねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

○財政課長

各課にまたがりまますので、私のほうから一括して回答させていただきます。資料要求一覧表に記載されております資料につきましては、全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

令和2年度決算の概要について説明させていただきます。

「令和2年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書」の5ページをお願いいたします。「まえがき」の中段以降に記載しておりますように、本市の令和2年度の予算につきましては、本市の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち～共に創り 未来につなぐ幸せ実感都市 いいづか～」の実現のため、「未来に向けた総合的な取り組み」として、「子どもたちの未来を拓く『教育のまち』」、「高齢者が大切にされ活躍できる『福祉のまち』」、「地元で働く場所がある『活力あるまち』」、「文化やスポーツが盛んな『健康のまち』」といったまちづくりに取り組み、「人口増 税収増 サービス向上まちへの愛着」という「まちづくりの好循環」を生む施策・事業に取り組むことを求めるとともに、持続可能な行政運営を継続できるよう「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを原則として、事務事業の見直しや重点化により、メリハリの利いた予算とすることを方針に編成しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、その時々に対応した補正予算を編成しまして、「新型コロナウイルス感染症対策」と「未来に向けた総合的な取り組み」にかかる事務事業を実施いたしました。

6ページをお願いいたします。令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入、歳出決算額及びその差し引き額の一覧を掲載しております。

小型自動車競走事業特別会計が赤字決算となり、令和3年度に繰上充用による補てんをしておりますが、それ以外の会計につきましては、黒字決算となっております。

その下の表は、普通会計ベースで算出する経常収支比率の5年分の推移を示したもので、令

和2年度の経常収支比率は98.7%と、臨時の財政需要に応える余力が少ない状況が続いています。今回減少した主な要因は、児童扶養手当給付費の減や飯塚地区消防組合負担金の減によるものでございます。

7ページをお願いいたします。一般会計決算にかかる主要な施策の成果説明書でございまして、決算の状況や歳入・歳出の状況について記載いたしております。

「Ⅰ 決算の状況・決算規模の推移」の決算の状況につきましては、令和2年度の歳入歳出差引額及びこれから翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支ともに黒字となっております。また、地方自治法の規定により、この実質収支額のうち5億4468万7千円を財政調整基金に令和3年度で積み立てております。

決算規模の推移の令和2年度の額が歳入・歳出ともに増加しております。これは新型コロナウイルス感染症対策事業やふるさと応援寄附金及びその積立金の増などにより、決算規模が増加したものです。

「Ⅱ 歳入の状況」では、款ごとに前年度との比較表を記載しております。決算規模で説明いたしました理由等により国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入などが増加したため、全体としては約204億6千万円の増となっております。

8ページをお願いいたします。款別の「主な歳入の状況」では、前年度との増減額の内訳と、その説明を表の下に記載しております。そのうち、増減額が大きいものを中心に説明させていただきます。

1款、市税は、一般会計歳入総額の約6分の1を占めております。個人市民税は増となったものの、法人市民税、固定資産税、市たばこ税などの減により、市税全体で約1億5千万円の減となっております。

9ページをお願いいたします。12款、地方交付税は、一般会計歳入総額の約6分の1を占めております。普通交付税は、基準財政需要額において、幼児教育・保育の無償化などの影響により社会福祉費の増等があったものの、合併算定かえの逡減による減や、地方消費税交付金の増など基準財政収入額の増加による減があったため、約1億8千万円の減となっております。特別交付税は、前年度並みの約19億4千万円が交付されました。

10ページをお願いいたします。14款、分担金及び負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴い私立保育所保護者負担金などが減となり、全体では約2億4千万円の減となっております。

11ページをお願いいたします。16款、国庫支出金は、令和2年度は一般会計歳入総額の約3分の1を占め、約160億3千万円の増となっております。このうち、国庫負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴う子どものための教育・保育給付費負担金等の増などがあったものの、生活保護費関係負担金などの減により約2億6千万円の減となっております。また、国庫補助金では、項目に「コロナ」と記載いたしておりますものは、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として交付されたもので、特別定額給付金給付事業関係補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増により、約163億3千万円と大幅な増となっております。

12ページをお願いいたします。17款、県支出金は、約1億2千万円の増となっております。このうち、県負担金は、国庫負担金と同様に、幼児教育・保育の無償化に伴う子どものための教育・保育給付費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金などの増により約1億6千万円の増となっております。また、県補助金では、保育所等整備事業費補助金などが増となったものの、大規模建築物耐震改修促進事業費補助金、大雨災害関連の災害復旧費補助金などの減により、約8千万円の減となっております。県委託金では、国勢調査委託金の増などにより、約4千万円の増となっております。

13ページをお願いいたします。18款、財産収入は、基金運用収入で、令和2年度は土地開発公社解散に伴う土地開発基金貸し付けにかかる運用収入分の減、不動産（土地建物）売払

収入で、大坪住宅団地跡地、健康の森公園横の敷地、小藤工業団地などの売却があったものの減となり、全体で約4億1千万円の減となっております。

19款、寄附金は、土地開発公社の解散に伴う、残余財産の寄附金などが減となったものの、ふるさと応援寄附金が増となり、全体で約5億5千万円の増となっております。

20款、繰入金は、企業誘致用地購入費分の土地開発基金繰入金が減となったものの、財政調整基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金、特別会計廃止に伴う剰余金の住宅新築資金等貸付特別会計繰入金などが増となり、全体で約27億7千万円の増となっております。

14ページをお願いいたします。22款、諸収入は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関連した地域活性化応援券精算負担金、事業継続応援資金預託金元金収入などの増により、約26億4千万円の増となっております。

23款、市債につきましては、交流センター整備事業、筑穂保育所整備や私立保育所整備補助金などの保育所施設整備事業、水道事業会計出資金、穂波東中学校の校舎解体の教育施設除却事業、大分小学校大規模改造などの小学校施設整備事業、体育館等建設などの保健体育施設整備事業などの財源として、全体で約45億9千万円の借り入れを実施しました。なお、令和2年度の市債の借入状況を掲載しております。

16ページをお願いいたします。「Ⅲ 歳出の状況」では、各款ごとに前年度との比較表を掲載しております。新型コロナウイルス感染症対策事業の実施等により、総務費、民生費、衛生費、商工費、教育費などが大幅に増加し、全体としては約200億3千万円の増となっております。

「主な歳出の状況」では、歳入と同様に、款ごとに前年度との増減額の内訳と、その説明を表の下に記載しております。そのうち、増減額が大きいものを中心に説明させていただきます。

2款、総務費は、一般会計歳出総額の約3分の1を占めております。土地開発公社補助金、目尾地域開発事業敷購入費、低所得者・子育て世帯支援商品券発行事業費などが減となったものの、新型コロナウイルス感染症対策事業としての特別定額給付金給付事業費、ふるさと応援基金積立金、ふるさと応援寄付事業費、住宅新築資金等貸付特別会計の減債基金廃止に伴う減債基金積立金、交流センター整備事業費などの増により、全体で約145億6千万円の増となっております。

17ページをお願いいたします。3款、民生費は、一般会計歳出総額の約3分の1を占めており、生活保護扶助費、児童扶養手当などが減となったものの、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費を初めとする新型コロナウイルス感染症対策事業費、私立保育所整備補助事業費、障がい者・障がい児福祉にかかる給付費などの増により、全体で約7億3千万円の増となっております。

4款、衛生費は、医療施設従事者応援事業費を初めとする新型コロナウイルス感染症対策事業費、ふくおか県央環境広域施設組合負担金などの増により、全体で約7億円の増となっております。

18ページをお願いいたします。5款、労働費は、新型コロナウイルス感染症対策として再就職応援事業費及びコロナ禍における緊急雇用対策として会計年度任用職員任用経費などを執行しました。

7款、商工費は、筑豊ハイツ再整備事業費などが減となったものの、地域活性化応援券発行事業補助事業費、事業継続応援給付事業費を初めとする新型コロナウイルス感染症対策事業費などの増により、約29億8千万円の増となっております。

19ページをお願いいたします。9款、消防費では、災害時避難所コロナ対策事業費で、パーティション等、新型コロナウイルス感染症対策のための物品等を購入いたしました。

20ページをお願いいたします。10款、教育費は、小中学校の空調設備整備事業費、若菜小学校及び大分小学校の大規模改造事業費などが減となったものの、体育館等建設事業費、小

中学校の教育用情報機器整備事業費、学校内及び学校間のネットワーク整備事業費などの増により、全体で約13億7千万円の増となっております。

21ページをお願いいたします。12款、予備費は、主に新型コロナウイルス感染症対策や施設・設備の緊急な修繕対応等の経費に、合計で約1億1千万円を充用しました。

13款、災害復旧費は、令和2年7月の大雨災害、9月の台風9号・10号に伴う災害にかかる災害復旧事業に合計で約1億5千万円を執行いたしました。

22ページをお願いいたします。「IV 主要施策の成果」につきましては、事務事業評価シートを活用いたしまして、当該事務事業に要した経費、概要及び目的、実施状況、目標達成度、前年度評価時の改善策、今年度の実績及び成果と課題、次年度に向けた改善策について抜粋して、一般会計で87の事務事業を掲載しております。22から23ページはその一覧表でございます。事業ごとの内容の説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただきたいと思っております。

111ページから、特別会計について記載しております。基本的には一般会計と同様の形式の成果説明書となっております。各特別会計のそれぞれの目的に沿った事務事業を実施し、その決算の概要を記載しております。特別会計ごとの内容の説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただきたいと思っております。なお、特別会計のうち住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、令和2年度末をもって廃止いたしております。

135ページ以降に決算資料を添付いたしております。135ページは添付している資料の目次でございます。

137ページをお願いいたします。この表は、平成23年度以降の地方債現債高の推移をまとめたものでございます。令和2年度の普通会計の地方債現在高は、前年度と比較すると約18億6千万円減少し、特別会計では、新地方卸売市場整備事業を実施している地方卸売市場特別会計で増加しておりますが、他の特別会計は減少しております。一般会計、特別会計の合計では、約8億円の減となっております。

138ページをお願いいたします。この表は、平成30年度末から令和2年度末までの基金の状況についてまとめたものでございます。一般会計の積立基金の一番上、財政調整基金の令和2年度末残高は約84億9千万円で、令和2年度の財源調整をした結果、前年度末より約1億4千万円の減となっております。その下の減債基金は約68億円で、廃止した住宅新築資金等貸付特別会計の減債基金の残高を積み立てた結果、前年度末と同程度となっております。ふるさと応援基金は約17億4千万円の残高となっておりますが、令和3年度の事業にほぼ全額活用することを予定しています。一般会計の積立基金全体では約7億円の増、特別会計を含む積立基金全体では約1億円の減となっております。

次の139ページに、基金の運用状況について記載しております。左の表では、預金・債券・貸付金の運用区分ごとの令和元年度末及び令和2年度末の現在高を記載しており、右側の表に令和2年度の預金利子及び運用収入等の内訳を記載しております。収入額につきましては、大口定期預金等による預金利子が3444万7千円、国債による運用収入が1億5199万8千円となっており、合計で1億8645万3千円の収入がありました。

142ページをお願いいたします。この表は、他市と比較が可能となる普通会計の決算状況及び主な財政指数等の10年間の推移をまとめたもので、右側の列に令和2年度決算における状況について記載しております。説明については省略させていただきます。

143ページをお願いいたします。別表7の健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を4つの指標で表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、普通会計及び市の会計全体としては赤字ではありませんでしたので、数値の記載はございません。

実質公債費比率につきましては、普通会計における地方債の元利償還金や公債費に準ずる債

務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、令和2年度は6%となっております。

将来負担比率につきましては、普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合等への負担も含めた、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、令和2年度は12.2%となっております。なお、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準の数値を下回っております。

別表8の公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、令和2年度は全ての公営企業会計におきまして、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

そのほかにも、さまざまな資料を掲載しております。説明は省略させていただきますが、審査のご参考にしていただきたいと思います。以上で、決算概要の説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 32

再 開 10 : 33

委員会を再開いたします。

「認定第1号 令和2年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の質疑に入ります。

款ごとに行います。まず、第1款、議会費及び第2款、総務費について、83ページから108ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目、質疑事項を示して質疑をされますようお願いいたします。

まず、質疑事項一覧表に記載されています84ページ、一般管理費、職員採用試験に係る採用方法について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

初めに、コロナ禍におきましてもあらゆる市民サービスを維持され、ご尽力を賜ってきた職員の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。

それでは84ページ、一般管理費、職員採用試験、面接員謝礼金についてお伺いいたします。決算額7万5千円となっておりますが、採用方法等に変更はございませんか。

○人事課長

採用方法につきましては、1次試験では教養等の筆記試験を、2次試験では論作文、集団面接及び集団討論を、3次試験では個別面接を実施し、令和元年度と変更はございませんが、試験区分におきまして、令和元年度に実施をいたしておりました行政事務民間企業等職務経験者、UIJターン及び行政事務民間企業等職務経験者、福岡県内在住者区分につきましては見直しを行いまして、令和2年度につきましては、これらを行政事務民間企業等職務経験者区分と一本化をいたしたところでございます。

○上野委員

昨年度から一本化された理由とその受験の資格を教えてください。

○人事課長

まずは一本化した理由でございますけれども、令和元年度につきましては、定住化促進の施策といたしまして、県外で仕事をなさっておられます地元出身者等をターゲットにいたしまして、採用後は市内に居住することを要件とした内容で、UIJターンにつきましては実施いたしました。また、福岡県内区分につきましても、同じように飯塚市内の人口増、定住促進を合

理的な理由ということで募集を行っていたものでございますけれども、この市内居住者枠を設定ということにつきまして、地方公務員法第19条の受験資格の要件、ここにつきまして、住所地について特に合理的な理由がない限りは、住所要件を設定することはできないと解されておりまして、受験機会を公平に与えるという観点から、居住者による、福岡県内在住ということにより異なりますが、この要件を外しまして、このUIJターンも含めて、広く分け隔ててなく優秀な人材を確保するという観点から、民間企業等職務経験者ということで一本化をさせていただいたところでございます。なお、受験要件でございますが、令和元年度に実施をしておりましたUIJターン、福岡県内在住者につきましても、年齢区分を23歳から35歳といたしておりました。これにつきましては、令和2年度変更いたしておりますが、年齢要件については変更はございません。また、職務経験5年というところにつきましても、同じように設定をしたところでございます。

○上野委員

以前の一般質問でもお尋ねをしておりましたが、近年では飯塚市においても毎年のように大なり小なり災害が発生しております。地元を知り、地元で活動している、もしくは活動をしていただく方を特別枠で募集したほうが、市民にとっても行政運営上もよいのではないかと考えています。特に地元の高校生や地元の大学生につきましては、特別制度を設け、1次試験を免除するといった取り組みを考えてみてはいかがでしょうか。

○人事課長

例えば、地震や台風、土砂災害などの自然災害が起こった場合に、迅速な対応が必要となります消防職におきましては、受験資格といたしまして、住所要件を付する場合がございます、これは合理的な理由というふうに考えられますけれども、一般行政職の採用に当たりましては、居住要件を受験資格とすることについて、地方公務員法の第13条に規定いたします平等取扱いの原則及び同法第19条に規定いたします受験資格要件に抵触するものと考えております。また、特定要件の受験者に対して、採用試験の一部を免除することにつきましても、他の受験生との公平性という観点から難しいものと考えております。採用試験の実施に当たりましては、私どももいかにして人材を確保するかということを毎回検討しているところでございまして、広く受験機会を提供し、公平な採用試験を実施するという原則の中で、今後も創意工夫を重ねて、他自治体の採用試験の状況等を研究するなど、よりよい人材を確保できるように努めてまいりたいと考えております。

○上野委員

市民協働のまちづくりを推進している本市におきましては、一般行政職においても、地元に着した人材が必要だと考えております。さまざまな検討、工夫を凝らしていただいて、早期に実現をしていただきますようお願いをしておきます。

○委員長

次に、85ページ、一般管理費、公共施設等のあり方に関する実施計画策定支援委託料に係る地域拠点のあり方について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

85ページ、一般管理費、公共施設等のあり方に関する実施計画策定支援委託料に係る内容について伺いをいたします。この委託の結果につきましては、去る6月議会において一定の報告を受けました。その中でも、廃止した施設、跡地は、その後の有効活用がまちづくりや地域の活性化において重要であります。特に颯田地区の支所周辺は、今後の地域拠点として、住民も大きな期待を寄せているところでございますが、今後どのように再編をしようと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○財産活用課長

颯田支所周辺につきましては、公共施設としての用途を廃止した施設としまして、颯田体育

館、穎田武道館などがございます。公共施設の跡地・跡施設につきましては、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針に基づき、市として活用策がない場合は、現状有姿による民間への譲渡、売却を原則としていることから、穎田支所周辺の跡地・跡施設につきましても民間事業者等への譲渡を考えております。委員のご指摘のとおり、地域拠点は公共公益施設や生活利便施設などが適切に配置され、周辺地域の生活を支える日常生活サービスの拠点として中心的役割を担っていくことが求められるため、一定の利用条件等を設け、地域の活性化やまちづくりの観点などから、地域において最もふさわしい活用方法を示す事業者に売却したいと考えております。

○上野委員

売却時の利用条件、どのように設定していこうと思っておりますでしょうか。

○財産活用課長

穎田支所周辺を地域拠点化するに当たっては、周辺の自治体との関係も考慮しながら、人口規模や立地条件などから、どのような都市機能があればにぎわいが創出できるのか。また、どんな都市機能の立地が可能性としてあるのか、民間の方のご意見もいただきつつ、条件について考えてまいりたいと思っております。

○上野委員

穎田支所周辺の再編は、今回の過疎計画にも掲げていただいておりますとおり、過疎債の活用が可能な期間に実施していただかなければならない重要かつ大規模な案件であります。新たな過疎法は令和12年度までの10年間でございますが、穎田地区の活性化と現状を考えれば、時間的余裕はございません。答弁にありましたとおり、支所周辺のエリアにどのような都市機能を配置するのか、望ましいかななどを市職員の皆さんだけで考えていくのはとても大変だろうと思っております。こんな場合こそ、いち早く民間と協力すべきであろうと思っております。この地域はこども園や学校も近く、桜並木の公園や川辺など、豊かな自然に囲まれるさまざまな環境に恵まれた優良宅地となり得ますし、市長が提言されておられるスポーツ・ツーリズムの具現化にも適した立地であります。民間と行政の新しい形の協力体制が構築できれば、他の案件にも必ずよい影響として波及してまいります。この案件に携わってこられた行政経営部のお考えを、久原部長、お聞かせ願えますか。

○行政経営部長

ただいま委員がお話しなさいましたとおり、この穎田地区はご紹介ありましたとおり、こども園があり、また合併前から教育の特区として、いろいろ子どもたちにとって、いろいろな取り組みもされてこられました。合併後、支所周辺の公共施設は早い段階でかなり廃止もなされまして、残念ながら今のような形になっておりますが、支所が現在の位置に移転しましてからは、やはりあの辺りを地域拠点として、整備していくことが大変重要になっているというふうに、私自身思っております。また、先日平山議員の一般質問の中にもありましたとおり、飯塚のやはり北の玄関口としてのイメージも、穎田地区は持っているのではないかというふうに思っております。そうしますと、やはりあの場所にどんな都市機能を誘致するのが一番よろしいのか、そこはやはり民間の方々のいわゆる市場の評価などもいただきながら、ぜひ、その活性化が図れるような形で、まちづくりの構想は考えていきたいというふうに思っておりますので、ここはご指摘のとおり、過疎地域という指定を受けまして、言葉の響きはすごく複雑には思いますが、ぜひこれを好機といたしまして、ぜひ、なるべく早い時間の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○上野委員

部長、今年度も残り9カ月ですから、実現に向けてラストスパートをしていただきますようお願いをしておきます。

○委員長

次に、89ページ、財産管理費、車両管理運営事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

89ページ、車両管理運営事業費についてお尋ねいたします。公用車は全体で何台あるのでしょうか。また、その内、集中管理車両の台数は何台でしょうか。

○契約課長

令和2年度末現在での公用車の総台数といたしましては、261台ございます。そのうち集中管理車両となっておりますのが78台というふうになっております。

○吉松委員

公用車を管理する上で効率化を図るといふ目的ならば、全ての車両を集中管理にするほうがより効率的ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○契約課長

先ほど申し上げました公用車総台数261台の中には、ごみ収集車、し尿収集車、地区消防団に配備されている消防車などの特殊車両が含まれておりますほか、道路維持管理のための車両など、常に担当課が稼働している車両もございませうため、全ての車両を集中管理することは難しいと考えております。また財源の話になりますけれども、こういった特殊車両を購入する際に有利な起債ですとか、補助金ですとか、そういったものも活用している背景もございませうので、全てを集中管理するといふのは、現在のところ、ちょっと難しいかなといふふうで考えております。

○吉松委員

消防車みたいな特殊車両があるといふ、そういう事情があるといふことはわかりました。それでは、修繕料といふのが213万円ほど計上されておりますが、この中に車検費用といふのは含まれているのでしょうか。

○契約課長

この修繕料の金額と申しますのが、市が所有いたします車両の車検に伴う修繕料も含まれております。現在、集中管理のものも含めてリース車両の拡充に努めているところでございませうけれども、このリース車両の車検に伴う修繕費については、既にリース料に含まれておりますので、したがって飯塚市が所有している車両についての車検費用といふものが含まれているといふこととございませう。

○吉松委員

リース車両があると。それでリース車両については、車検はそのリース車両の中に含まれているということですね。それでは、リース車両の車検を実施している修理工場とか、そういうのがあろうと思うのですが、それはどうなっているのですか。

○契約課長

リース車両の車検につきましては、リース業者のほうで実施することになります。ですが実際の整備につきましては、リース車両の全てについて、リース業者の依頼を受けました市内業者のほうに発注を行っているところでございませう。

○吉松委員

リース車両についても市内の業者がされているといふことで、それはよかったです。それでは、リース車両以外の車両、これは業者選定等は、どういふふうに行っているんですか。

○契約課長

市が所有いたします車両の車検につきましては、飯塚市物品役務等有資格者名簿、車両修理点検の自動車等修理車検の業種に登録されている市内業者のうち、車検業務を希望する業者から、各業者の見積り参加回数が均等となるように、契約課のほうで業者の選定を行っております。

○吉松委員

それでは、車検を希望する業者の数というのはどれほどですか。

○契約課長

令和2年度末での数字になりますけれども、27者ございます。

○吉松委員

それでは、車両管理ということについては、事故防止のためにも、ハード面、ソフト面に対策が必要だと思えますけれども、それはどういう取り組みをしていますか。

○契約課長

公用車の事故防止に関する主な取り組みでございますが、事故の発生原因の大部分が運転者の安全確認不足や単純な操作ミスにより引き起こされたものであり、運転者及び同乗者の安全運転意識によって防ぐことができたと推測される事故が多いことから、事故を起こした職員に対して、適性検査、路上運転行動診断、カウンセリング等を行ったほか、新規採用職員研修、各課に配置しております安全運転推進員への研修、安全運転推進員による職場内研修など、さまざまに実施をいたしておるところでございます。また、日常の職員の啓発といたしまして、事故発生時には職員ポータルサイト掲示板への事故速報掲示のほか、定期実施されております交通安全県民運動週間には、庁内放送や各課通知による交通安全の啓発を行い、職場全体での安全運転の取り組みを行うよう指導いたしておるところでございます。なお、ここからはハード面のところになりますけれども、令和元年度以降、リース契約による集中管理車両の導入におきましては、導入しました24台全車に衝突被害軽減ブレーキ及び誤発信抑制機能を装備し、また、うち14台にはバックカメラも装備をいたしております。また、ドライブレコーダーも装備しておりますので、万が一事故が起きてしまった場合には、証拠資料として活用できるものと考えております。ちなみに今年度に入って発生しました事故につきましては、実際に証拠資料として活用した事例もございます。また、3月の総務委員会の中でも報告させていただいておりますけれども、こういったハード整備を行うことで、自損事故というものは減少傾向にございまして、これらの装備によるものと評価しておるところでございます。

○吉松委員

ちょっと毎年事故が2、30件発生しておりましたので、ちょっと質問のほうで、言葉は強くなりましたけれども、ハード面、ソフト面ということで、いろいろ努力されているということはよくわかります。そして、安全装置ということでドライブレコーダーというようなこともあると思うのですが、ドライブレコーダーの設置状況というのはどうなっていますか。

○契約課長

これも令和2年度末時点での数字になりますけれども、ドライブレコーダーが設置されている車両は261台中31台、導入率といたしましては11.9%となっております。これは毎年度、拡充をするという方向でしておりますので、今年度もこの数字についてはまた増加するという事になるかと考えております。

○吉松委員

安全装置というのは、費用はかかるんですけども、これは事故防止という投資という考えであれば、この費用も必要かと思えます。車両管理には今質問に答弁されたように、いろいろ車両の購入、それから車検修理の業者の選定、燃料費、それからタイヤの交換等々、いろいろな要素が含まれております。それにももちろん事故防止も含まれていると、この経費の中にですね。しかし、今からまたカーボンニュートラルというようなことで、電気自動車というのが必要じゃないかと思えますので、その辺も視野に入れて考えてください。それで、いつも言っていますけれども、災害時の非常電源として電気自動車はどうかというふうに考えていますので、この辺も十分検討しながら、今後の車両管理をよろしく願います。

○委員長

次に、90ページ、財産管理費、総合賠償補償保険料について、田中武春委員の質疑を許し

ます。

○田中武春委員

私のほうからは、90ページ、財産管理費、総合賠償補償保険について何点か質問させていただきます。まず一つがこの総合賠償補償保険というのは、まずどのような保険なのかとその目的について教えてください。

○財産活用課長

総合賠償補償保険とは、全国市長会が保険契約者となり、加入を希望する市を取りまとめ、一括して保険会社と契約を行う団体契約となっております。この保険は賠償責任保険と補償保険がセットになった形で構成され、内訳としまして、賠償責任保険は市が所有する施設の瑕疵や、市が行う業務上の過失による事項について、法律上の賠償責任を負う場合の損害に対して支払われるものでございます。次に、補償保険は市主催の行事への参加中や、市の管理におけるボランティア活動中の事故などにより被災した住民に対して、飯塚市民総合災害補償規則に基づき見舞金として支払われるものでございます。加入目的としましては、市の施設や主催行事における事故などの不測の事態に備え、被害者の救済や市の財政負担を補うためでございます。

○田中武春委員

次に、補償内容はどうなっていますか。また全国市長会が運営とのことですが、福岡県内の加入状況についても教えてください。

○財産活用課長

賠償責任保険は支払い限度額の区分として、身体賠償1名につき2千万円から2億円、1事故につき2億円から20億円、財物賠償1事故につき1千万円から2千万円となっております。本市では全て最高額の累計に加入しております。次に、補償保険の区分としましては、保険金が入院日数に応じて1万円から15万円、同じく通院日数に応じて5千円から6千円の給付を受ける類型に一口加入をしております。この保険への加入に伴う令和2年度の保険料分担金は、本市の人口に保険料分担金率15.85円を乗じた202万6961円を支出しております。また、福岡県下29市における当該保険への加入状況は、令和2年度末で申しますと、29市のうち20市が加入しており、加入率は72.4%となっております。

○委員長

何か今の放送でちょっとパソコンの電源が飛んだみたいなので、この際休憩をとります。暫時休憩いたします。

休 憩 10:59

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

○田中武春委員

この補償については、最高額に加入しているということがよくわかりました。県下でも、7割を超える自治体のほうが加入しているということで、よくわかりました。それでは、次に市の過失などによっての補償の対象とはどのようなケースがあったのか教えてください。

○財産活用課長

本市の例ではございませんが、一例で申し上げますと、賠償責任保険では、河川沿いに設置していた防護柵の欠落部分から、子どもが川に落下し、負傷したケースなどがございます。補償保険では、市主催のお祭りなどへの参加者が負傷し、通院した場合などが保険の対象となります。

○田中武春委員

ではこれまでに、市の施設やイベントなどで、不慮の事故などにより、保険が支払われたことがあれば教えてもらいたいと思いますが、またそのような場合、その後の対応などはどのよ

うにしているのか、あわせて教えてください。

○財産活用課長

過去3年間で申し上げますと、保険で支払った実績では、平成30年度は賠償2件、補償4件の合計額で78万9470円、令和元年度は補償はございませんでしたが、賠償1件の5万2282円、令和2年度は賠償3件、補償1件の合計額で28万6945円の保険金が支払われております。事故内容の賠償の事例としましては、市が設置した公園の遊具の金具が脱落し、金属が露出した状態になっていたところに、市民が接触、負傷し、賠償した事例がございます。また、補償の事例としましては、市が主催するスポーツ大会で負傷した方の通院日数に対して、市の規則に基づき補償を行った事例がございます。また、その後の対応としましては、公園の遊具の事例については即座に使用を中止し、その後、新しい遊具に取りかえを行っております。このように、市の施設などの損壊に起因する事故が発生した場合、建物の修繕につきましては、当該施設の所管課において再発防止に努めております。

○田中武春委員

はい、ありがとうございます。先ほど事例が出ましたように、公園の遊具、私も聞きました。定期的にこうした遊具関係については点検をしてもらいたいと思いますし、多分子どもたちが使うので、危険のないようにぜひお願いしたいというふうに思います。最後になりますけれども、この保険は、市からの財政負担を補う保険であります。賠償や補償が発生しないように、先ほど言いましたように、常日頃から設備の点検、それからイベント会場の安全をぜひ確保をしていただくように、最後に要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に、90ページ、財産管理費、各所草刈等委託料、樹木伐採等委託料について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

90ページ、財産管理費、各種草刈等委託料、樹木伐採等委託料についてお伺いします。草刈りや伐採の範囲と確認の方法について教えてください。

○財産活用課長

苦情などにより、市有地内に生えた雑草の草刈りや樹木の伐採など、地域や隣接地の方などと範囲を確認して行っております。またその確認につきましては、電話などでの問い合わせの場合、まずは地図や航空写真などで場所の確認を行い、次に市有地であるかどうかをチェックします。市有地であった場合は所管を確認し、所管ごとに対応を行っていますが、どの部署であっても現地調査を行い、市有地であることを確認した上で、業者への委託や直営により実施しております。

○委員長

それでは次に、91ページ、企画費、国際化推進事業の実績と今後について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

91ページ、企画費、国際化推進事業費についてお伺いいたします。国際化推進事業費として147万2928円支出がありますが、コロナ禍においてどのような事業が実現できたのか、ご紹介してください。

○国際政策課長

コロナ禍におきましても、市内の外国人住民が孤立することなく、安心して暮らすことができる支援としまして、13カ国の多言語で対応できる多言語通訳端末を本庁に1台設置しております。また、外国人無料相談窓口を設けまして、生活や行政の情報を提供する等の相談支援を行い、日本語に不慣れな留学生や技能実習生を対象とした日本語教室を定期的に開催しております。その他、飯塚国際交流推進協議会の補助金を交付し、加盟団体の協力のもと、お国料

理教室、外国語教室、スピーチコンテスト等を実施しております。

○上野委員

新型コロナウイルス感染症の影響を含めた事業の成果について、どのように捉えられているのか、教えてください。

○国際政策課長

多言語通訳端末の利用につきましては25件、外国人無料相談窓口の相談件数が105件ございます。相談内容の主なものとしましては、特別定額給付金、医療保険料、年金、日本語教室に関する手続きが多くっております。また、日本語教室につきましては、月2回開催いたしており、休校がありましたけれども、年間に17回実施することができ、参加者は延べ213名でございました。また、交流に関するイベントにつきましては中止したものもありましたけれども、延べ412人の参加がございます。

○上野委員

コロナ禍だからこそ、不安を抱いていらっしゃる外国人住民は市内に多くいらっしゃると思いますが、さまざまな支援を行っていただいていることが理解できました。では、海外の国の取り組みについて、成果はどのようになっていますか。

○国際政策課長

アメリカのサニーベール市との姉妹都市交流事業におきましては、6月の来飯が中止となりましたが、友好的な交流を継続するため、来飯予定であった中高生25名やサニーベール市の図書館、中学校に、飯塚市について記載されております絵本やピンバッチを記念に送付いたしております。

○上野委員

国際化推進事業の評価とあり方についての考えを示してください。

○国際政策課長

今年度につきまして、国際都市いづか推進計画というものの改訂を進めております。無作為による住民アンケートを実施いたしておりますが、回答をいただいた内容を分析しながら、制限解除後に増加が見込まれる外国人住民が、飯塚市の魅力を体験できる交流や、日本人住民が多様な文化を受け入れて、あらゆる国籍の人との共生ができる地域づくりにつながる交流を行うとともに、日本語教室等の支援を充実させていく必要があるというふうと考えております。また、姉妹都市交流におきましても、これまでの相互交流に加えて、オンラインを活用するなど、多くの方がサニーベール市と友好的な交流を行う形をつくっていくことで、国際都市いづかを推進していくこととしております。

○上野委員

現在のコロナ禍においては、渡航制限や外出自粛等により、以前のような取り組みができないことも多いと思います。しかし、制限下から生まれる新しい形もあり、オンラインなどのデジタル技術の活用により、グローバル人材の育成の方策が拡大するでしょうし、コロナの影響で帰国が難しい技能実習生や、日本語に不慣れな留学生の皆さんが母国語や多言語で良質な情報提供や相談支援を受けられたり、日本語教室で仲間に出会えたりといった地域の一員として暮らしやすい環境があれば、これらは今後の飯塚市共生社会に向けた強みになると思います。このコロナ禍を契機として、飯塚市らしさをもって、国際社会の動きを捉えた持続可能なグローバル人材の育成のあり方や、外国人の人権に配慮した多文化共生社会の構築の形を考えていってほしいとお願いをして、この質問を終わります。

○委員長

次に、91ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

91ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業費についてお尋ねいたします。本市の令和2年

度のふるさと納税寄附金の額が43億円強と、非常に大きな数字で、これについて調べてみますと、何と全国で17位、福岡県では1位と、素晴らしい実績を上げておられます。改めて飯塚市の頑張りに敬意を表しますが、このことは本市の広報活動、返礼品の品ぞろえ、それから、全国の多くの方々の本市に対する支援の気持ちなどが要因としてあると考えますけれども、その中で特に大きな要因が、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり需要ということがあると思うのですが、これは新型コロナの落ちつきが出て、感染症が落ちついて平常時に戻った場合には、巣ごもり需要が縮小するということが考えられるんですけれども、その辺りを今後どのような方針で考えてあるのか、教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和2年度におきましては、巣ごもり需要の効果もありまして、給付額総額が43億7653万9454円、件数で申しますと37万6968件と、非常に多くの皆様からご寄附をいただいております。確かに今委員の言われますとおり、コロナ禍から平常時に戻ることで、巣ごもり需要の縮小による寄附額の減少も考えられますが、今後の方針としましては、地元の事業者の中から魅力ある返礼品を発掘し、平常時でも多くの方々から寄附していただけるよう、さまざまなメディアの活用や、大都市圏を中心に広報活動を行いまして、寄附額の減少を極力抑え、何とか維持、継続できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○吉松委員

いろいろなことがあるかもしれませんが頑張ってください。しっかり頑張ってください。でも、これはどうしても安定収入と言うわけにはいかないと思うんですけれども、この寄附金、この寄附額から必要経費を引いた残りが翌年度のさまざまな事業に充てられると思うんですけれども、令和2年度、この寄附金を最終的には、どれぐらいの額を使えるのか、教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和2年度の寄附額43億7653万9454円、決算書の91ページに記載のふるさと応援寄附事業の歳出のうち、記念品料から有料道路通行料までの合計26億4499万8159円の必要経費を差し引きいたしまして、17億3154万1295円が翌年度の事業に充当することができる金額となります。

○吉松委員

43億円強から実際に使えるのが17億3154万円ということで、必要経費というのがかかりかかっているなということをおもいますけれども、本当にこれはありがたいし、返礼品を地元の商品であるというようなこともありますので、この分は本市の経済効果に寄与していると思しますので、本当にありがたいと思うのですが、この納税された方々に対することなんですけれど、ふるさと納税の使い道、これは寄附者の方に寄附する際に選択する使途項目があります。まちづくりの推進とか、新型コロナ対策とか、8項目あるわけなんですけれども、これについて最終的に寄附された方に対して、どのように活用したかを公表する必要があると思うんですけれども、その点についてはどうなっていますか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

本年度に公表した事例でご説明いたしますと、令和元年度の寄附額21億6369万7599円から必要経費等を除きました8億4874万5千円を使途項目ごとに、令和2年度に実施しました各事業に財源充当いたしまして活用させていただきました。また、公表の方法につきましては、毎年度の事業費が確定した時点で市のホームページで公表を行っております。

○吉松委員

市のホームページで公表しているということですが、寄附者に対して、返礼品だけではなく心のこもったメッセージとか、浄財をどのように活用したかという情報の提供はさらなる寄附につながるというふうに考えますので、SDGsではございませんけれども、ふるさと

応援課、頑張ってください。我々も応援課を応援いたします。

○委員長

同じく、91ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業の実績と今後について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

同じくふるさと応援事業費についてお伺いいたします。広告料が305万8千円となっておりますが、主にどういったものに使われたのか、ご紹介ください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

広告料の内訳でございますが、催事等で使用するための啓発用物品といたしまして、アビスパ福岡の扇子作成に28万6千円、過去の実績から寄附件数が最も多い東京都におきまして、新聞購読者数の最も多い読売新聞社の折り込み広告、こちらのほうを27万5千円を2回行いまして計55万円、同じく東京都心部におけますタワーマンション向けのチラシ広告料、こちらが29万7千円、ふるさと納税ポータルサイトにおける有料広告、こちらが192万5千円、合計305万8千円を支出しております。

○上野委員

過去の実績において東京都の寄附者が最も多いということでしたが、その点では新聞広告などによる一定の効果があつたものだと思っています。令和2年度の実績において都道府県別の上位5位で構いませんが、ご紹介いただけますか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和2年度の実績におけます本市への寄附者が多い都道府県別の上位5位で申し上げますと、1位は東京都、2位は神奈川県、3位は大阪府、4位は愛知県、5位は埼玉県となっております。

○上野委員

今お聞きした限りでも、人口の多い都市圏に集中をしております。中でも関東地区などの大都市圏からの寄附が多いということが伺えます。そもそもふるさと納税制度は、生まれ育つたふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されたものであります。寄附をされる方の中には、飯塚で生まれ、飯塚で育つたけれども、就職の関係などで市外へ移り住んだ方など、飯塚市に対するふるさとへの思いで寄附をされている方々が大勢いらっしゃるものだと思っております。そういった方々への働きかけとして、飯塚市ふるさと納税推進委員会を組織しておられたと思っておりますが、現在はどうのような活動をされておられるのですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

飯塚市ふるさと納税推進委員会につきましては、一般社団法人東京福岡県人会を通じまして、嘉穂高校、嘉穂東高校、飯塚商業高校の関東地区同窓会に協力依頼を行ひまして、平成22年度に設立いたしました。以降は、毎年度この3校合計の約2200名の同窓会会員の皆様へ、ふるさと納税の協力依頼文書等の発送を行っております。

○上野委員

非常に好評です。今の話では関東地区で組織したもののように思いますが、他の地区、例えば関西地区だとか人口の多い地区でも組織はされておられるのでしょうか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

今のところ関東地区のみでございます。

○上野委員

確かに関東地区だけで日本の総人口の約3分の1を占めておりますので、ターゲットを絞って広報するという点では、間違っていないと思えます。ですが、こういった取り組みをぜひ関西地区や中部地区などの大都市圏はもちろんのこと、ふるさと飯塚への思い、何かしらふ

るさに貢献したいとお考えの全国の方々に向けて、幅広く広報活動されるべきだと思います。例え納税に至らなくても、少しでも飯塚を御承知の皆さんに対してダイレクトにアピールができるのですから、今後の企業誘致や移住、観光やイベントなどへの誘客にもつながります。課を横断して、先方のご家庭でも話題にされるような飯塚市全体のPRにぜひつながっていただきたいと思います。それには広告費が少ないようにも感じています。43億円の寄附をいただいたこの制度は、いつまで続くのかわかりません。機会を逃すことなく、最大限の効果に向けて取り組まれることを要望いたしておきます。

○委員長

同じく、91ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業の実績について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。91ページ、総務管理費、企画費、ふるさと応援寄附事業の実績についてお尋ねをいたします。まず、42ページに追加資料をいただいておりますので、説明を求めたいと思います。

○特産品振興・ふるさと応援課長

資料の42ページということですので、こちらの資料をもとに答えさせていただきます。令和2年度飯塚市へのふるさと納税寄附額は43億7653万9454円でございます。主な歳出といたしましては記念品料の19億4167万6793円、事務代行手数料の6億4620万1839円など合計26億4499万8159円を支出しております。差し引きいたしまして17億3154万1295円の利益となっており、寄附額の約40%が自主財源として活用できる額となっております。なお、資料の一番下段のほうに記載させていただいておりますが、飯塚市民の方がふるさと納税をされた寄附の総額は3億1213万3010円、この影響額としまして、本年度の市民税控除額は1億2369万1122円となっております。なお、資料のほうに記載はありませんが、過去3年間の寄附実績を申し上げますと、平成30年度26億7909万5361円、令和元年度21億6369万7599円、令和2年度43億7653万9454円となっております。令和元年度から令和2年度に大きく倍増した主な要因は、新型コロナの影響によります巣ごもり需要であると考えております。また、飯塚市の人気のある返礼品が、大手のふるさと納税ポータルサイトのトップページに常時掲載されていることで、飯塚市のページを閲覧する機会がふえ、他の返礼品も選んでいただけるという相乗効果も生み出していることが要因であるというふうにも考えております。そのほか、新型コロナの影響でさまざまなイベント等の中止によって、周知、広報活動が制限をされている中で、毎年度寄附が増加いたします11月から12月にかけてまして、人口の多い大都市圏における新聞広告等、マスメディアを活用したことが効果的に寄附の増加につながった結果であるというふうに考えております。

○川上委員

この資料のうち、上記の経費のうち、事務代行手数料内訳と書いてあります。この手数料の算出方法が、手数料率を乗じると書いてあるんですけども、手数料率はそれぞれどうなっているのですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

手数料率でございますが、各サイトの事業者様によって率が変わっております。また、これにつきましては企業情報となりますので、率の公表につきましては控えさせていただきたいと考えております。

○川上委員

ここには9業者の名前があるわけですけども、この選定はどのように行っているのですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

こちらのサイトにつきましては、先方からの営業等もございますが、その中で妥当だと思われるところと個別契約を結んでいる状況でございます。

○川上委員

わかりました。その妥当だと考える基準は何ですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

こちらのサイト等につきましては、事前に私どものほうで、実際のポータルサイトのページ等を確認しまして、どういった状況であるか等を分析した上で、選別をいたしております。

○川上委員

今おっしゃっているのは、言わば質のことを言われたんですね。効果がどれだけあるだろうかという。そのときに手数料率というのは考慮には入るんじゃないんですか。手数料率が低いところを優先的に選ぶのか、高いところを選ぶのか、その辺の基準が少しわかればと思いますが。

○特産品振興・ふるさと応援課長

大手ポータルサイト等につきましては、加入自治体数も多いことから、手数料等が他の小さなポータルサイトに比べると低い設定等もございます。その中で特にこの事業というよりは、そのサイトを通じてどれだけ、全国で寄附が望めるかということを中心に基準というふうに考えて選別をしたところでございます。

○川上委員

その選定の基準表というか、基準を書いたものはあるんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

書いたものはございません。

○川上委員

どういうふうに決めるんですかね。

○特産品振興・ふるさと応援課長

各サイトの特徴、それから実績等を勘案して決めております。

○川上委員

それではこの9社に出しているんですけど、何社に依頼するとかいうことも、ないわけですか、あるのですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

このポータルサイト等については随時、受け付けをしている状況ですので、期限を切って募集しているという状況ではございません。

○川上委員

基準なしにやっているのは最初からなんですか。ずっと基準なしで選んでいるのですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

ポータルサイトの選定については、基準は設けておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:40

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

次に92ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業の市としての考え方について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

92ページ、地域振興費コミュニティバス等運行事業費についてお伺いいたします。この支出を顧みながら、引き続き令和4年4月からのコミュニティ交通運行に向けた次期交通体系の

再編を行っておられると聞いております。近年民間路線バス事業が縮小して、赤字補てん額も増加している状況もあることから、例えば、民間路線バスが全て撤退することを想定して、地元のタクシー事業者やバス事業者に運行を委託し、市のコミュニティ交通だけで市民の輸送手段を担うようなことは考えられないのでしょうか。

○地域公共交通対策課長

民間路線バス事業に関しましては、地域住民におきましては、民間路線バスに対する事業維持、運行の継続に対する大変強い思いがありまして、また、早朝や夜間、土日祝日の運行など、このバス事業により、利便性が高く、一定のサービス水準が維持できております。仮に、コミュニティ交通だけで全ての住民の輸送を担うとなりますと、相当な事業費負担、ダイヤ編成や運行管理等の多種・大量、高度な関連事業負担が生じることから、現在と同様な水準の運行を実施することは、大変難しいと思われまます。今後は、民間路線バス事業とコミュニティ交通事業との連携や役割分担等を効果的に行うようにして、市全体の交通事業の運営に努めたいと考えております。

○上野委員

このダイヤについても、とりあえずは現行の民間バスの市内における運行路線や時間帯を引き継いで、運行しながら徐々に改善していくということもできると思います。市として、コミュニティ交通についてどのような考え方で事業を推進していかれるおつもりでしょうか。

○地域公共交通対策課長

現在、令和4年度以降、来年度以降の次期コミュニティ交通運行体系について、飯塚市地域公共交通協議会等におきまして、ご議論いただいております。コミュニティ交通のあり方として、民間路線バスの運行確保、維持を支援し、民間と行政が、適切に役割分担することで、市の公共交通事業全体を維持していくとの考え方で事業を推進していきたいと考えているところでございます。また、民間、行政及び地域住民との協働による公共交通体系の構築、民間路線バスの確保維持、地区間輸送、地区内輸送で区分したコミュニティ交通事業運営等につきまして、議論、検討を行っているところでございまして、効果的、効率的で持続可能な公共交通体系が構築できるように努めてまいりたいと考えております。

○上野委員

今やられている会議のほうがすごく複雑なような気がしてならないのですが、ウィズコロナ時代になっていろいろな環境の変化も出てくると思いますので、将来にわたって市民にとって最善の交通網となりますように、ご尽力をお願いいたします。

○委員長

次に、93ページ、地域振興費、公共交通対策事業の内訳推移について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料43ページに資料をいただいておりますので、この説明をお願いしていいですか。

○地域公共交通対策課長

提出しております資料の43ページに、要求がございました公共交通対策事業内訳推移（6年間）の資料を添付させていただきます。平成27年度から令和2年度までの分で、この事業費に該当しております飯塚市地域公共交通協議会の負担金、福岡県地域交通体系整備促進協議会負担金、バス路線維持費、これにつきましては、いわゆる赤字補てんを行っております、小竹天道線、直方線、碓井大分坑線のバス路線維持負担金、そして、新飯塚駅点字ブロック設置工事費負担金、最後に、手話通訳派遣手数料、これらの費目に関しまして6年間の決算金額を記載した資料を提出させていただきます。

○川上委員

その中身を聞いたんですけれど。このうち、直方線バス路線維持負担金がなくなりました。

それから碓井大分坑線、バス路線維持負担金については金額が減っていますね。一方で小竹天道線に関しては増えていると。それぞれどういう事業なのかお尋ねします。

○地域公共交通対策課長

小竹天道線につきましては、令和元年9月末におきまして、この路線の帰発系統が廃止になり、運行便数も半減しておりますので、その事業費等が減額になったことに伴いまして、いわゆる維持負担金が大幅に減額となっております。次に、直方線につきましては、令和元年9月末で、この路線自体が廃止になっておりますので、令和2年度決算としては全額なくなっております。最後に碓井大分坑線につきましては、これは、運行事業自体は大きな変化はございませんが、国と福岡県のコロナ対策支援補助金を事業者が活用したことから、決算額が減額となっておりますので、本市の維持負担金も減額となっております。

○川上委員

これについては、西鉄及びJRとはどういう交渉をしたのでしょうか。

○地域公共交通対策課長

小竹天道線に関しましては、これは平成30年11月のころから、この路線の変更について、廃止についての協議がなされておきまして、この路線につきましては、小竹町も運行していることから、小竹町も含みまして、本市と協議を重ねた経緯がございます。この協議に関しましては、運行しております幸袋地区のまちづくり協議会等におきまして、平成31年のころから、一緒にお話をさせていただいている中ですが、これにつきましては令和元年3月26日付の文書で一部廃止の申し出がありまして、飯塚市地域公共交通協議会におきましては、平成30年度末から、この協議を行ってまいりましたけれども、最終的に令和元年6月28日にもうやむを得ないというような回答となっておりますけれども、この分につきましては、存続しております路線の運行経路の変更で、一部代替交通として対応するような対応をとらせていただいております。次に、直方線につきましては、JR九州バスから平成30年9月に、この路線の廃止の申し出がありまして、それに伴って地域公共交通協議会におきましても協議を進めております。そういった中で、平成31年3月に協議会のほうで、この内容についてやむを得ないということで協議が終了し、元年の9月末で直方線の一部区間廃止ということで、この路線が廃止になっております。この路線につきましては、元年10月から宮若市と本市が共同で、現在、コミュニティバス宮若飯塚線と呼んでおりますけれども、共同運行のコミュニティバスの運行をし、代替交通手段として活用していただいているところでございます。

○川上委員

西鉄にしる、JRにしる、路線の廃止ないし減便について、どういう理由をあげているのか。そして本市としてはそれに対してどういう主張をしてきたのか。あなたは、今、やむを得ないと判断しましてとか言っていましたけれども、やむを得ないというのはよくわかりませんが、今言った相手の理由、飯塚市の主張は何なのかがわかりにくいので説明してもらっていいですか。

○地域公共交通対策課長

民間路線バスの廃止また減便等の申し出の内容につきましては、基本的にその事業運営が非常に厳しく、いわゆる欠損額、損失が大きいということで、事業継続が難しいというのが主な理由となっております。また、近年では乗務員を確保することが大変困難な状況になっているということで、それも事業の継続が難しいという理由として、この運行事業者のほうから申し出がっております。それに対しまして、本市につきましては、今年度から赤字補てんを拡大するなど、この事業運営の継続に対してできる限りの支援を行いまして、また、乗務員募集につきましても、市報等で募集の声をかけるなど、そういったところで支援をさせていただいておりますし、また現在、飯塚市内では西鉄バスだけが運行しておりますけれども、本市の取り組み、また地域住民からの強い存続要望という声がありますことを常日頃から伝えているとこ

ろでございます。

○川上委員

この西鉄ないしJRは路線を廃止する、あるいは減便するというふうに決めれば、そのようにできるわけですか、法律上は。

○地域公共交通対策課長

民間路線バスの廃止、減便等につきましては、法的にその事業者から運輸局等に届け出がなされまして、その内容について、特に瑕疵ということがなければ、地域の意見、代替策、そういったことの対応を各自治体等で検討していただく中で、認めるというような手続がなされております。

○川上委員

JRと西鉄は、その届け出の前に協議を行ったのか、本市と。届け出の後にやったのか、どちらですか。

○地域公共交通対策課長

JR九州バス及び西鉄バスの廃止の手続に関しましては、届け出が出される事前に、その沿線自治体にその事業者のほうから、そういった意向があるということで、ご説明があっている状況でございます。

○川上委員

そしたら、国のほうに届け出するでしょう。国は、他所のことはあれでしょうけれど、飯塚市にも市長宛てにどうお考えですかと聞いてくるでしょう。それに対してどういう返事をしたんですか。ちょっと読み上げてください。

○地域公共交通対策課長

すみません。今、手元にございませんで、ちょっとお答えできかねます。

○川上委員

本市の財政出動にかかわることなので、本市が財政出動するぞと決意を持って、その意見を国に出しているはずなので、委員長、資料要求をお願いしたいと思いますが、取り計らいお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:58

再 開 11:59

委員会を再開いたします。

○地域公共交通対策課長

先ほどちょっと私の答弁が誤っておりましたので、訂正させていただきます。運輸局のほうに交通事業者から廃止の届け出がなされた場合に、沿線の自治体に対して、運輸局のほうから意見聴取ということでヒアリングが行われております。その文書回答というのはございません。

○川上委員

ヒアリングはどのように行われたのですか。

○地域公共交通対策課長

通常、このようなヒアリングの際には、運輸局に担当部署の所属長等がお伺いさせていただきます。運輸局の担当のほうから、その路線廃止に係る内容の確認と、その代替手法に対する案があるのかどうかといったような内容についてヒアリングがございます。

○川上委員

相手の担当官の職名と、こちらは誰が行ったのか、それから、そのときに何と飯塚市の意見を述べたのか、紙に書いたのがあるでしょう。ないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○地域公共交通対策課長

先ほどのヒアリングに関する質疑に対して回答させていただきます。まず、お話の対象となっております小竹天道線の毛勝系統の廃止に関しましては、この廃止区間が飯塚市外の区間ですので、ヒアリング等を行われておりません。次に、JR九州バス直方線に関するヒアリングの内容でございますけれども、この路線の廃止が、令和元年度9月末の路線廃止となっております。この内容に関しまして、九州運輸局のほうから届け出に係る路線の廃止を行った場合における、旅客の利便の確保に関して意見を聴取するという趣旨で、ヒアリングが行われておきまして、九州運輸局自動車交通部旅客第1課の担当が、福岡県と沿線自治体の担当者、当課におきましては、当時、商工観光課が本件に対する所管となっておりますので、その職員がこのヒアリングに参加し、地域の状況と代替交通の内容についてヒアリングで答弁をしているという状況がございます。

○川上委員

復命書はあるんでしょう。

○地域公共交通対策課長

そのときの記録はあります。

○川上委員

その復命は誰が決裁するんですか。

○地域公共交通対策課長

復命書という様式書類ではなくて、報告の要旨を記載した文書がございます。したがって、決裁という意味ではわかりません。

○川上委員

それはどういうことですか。市の財政出動の決意を込めたヒアリングに対する回答をしに行ったんでしょう。それはどういう内容だったかわからないということになるのですか、市としては。

○地域公共交通対策課長

復命書という様式での報告はございませんが、意見聴取の結果ということでの報告をしているということで、復命書としての様式はございませんが、記録は残っております。そして、当時、担当課が異なっておりますけれども、この旨の報告があったものと思われま。

○川上委員

繰り返になると、ちょっと私も都合が悪いんですけど、時間がないから。市が財政出動をしますということを決意して、ヒアリングに答えたわけでしょう。その報告書は何なんですか、復命書じゃなかったら。決裁も受けていないのですか、それは。

○地域公共交通対策課長

決裁を行ったかどうかということについては確認できておりませんが、結果の報告ということで報告書はございます。

○川上委員

あまり無責任なことはしていないはずなので、その報告書の資料要求をしたいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は、本委員会

の開催中に提出することができますか。

○地域公共交通対策課長

提出させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:04

再 開 13:07

委員会を再開いたします。

先ほどの川上委員の公共交通対策事業の内訳推移については保留として、次に移りたいと思います。

次に、96ページ、人権推進対策事業について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

44ページと45ページに追加資料を出していただいておりますので、まず説明をしていただきたいと思います。

○人権・同和政策課長

まず、提出資料の44ページをお願いいたします。このページにつきましては歳入になります。上から順に款項目という形で載せておりますので、左上からちょっと順に説明していきたいと考えます。使用料及び手数料につきましては、立岩、穂波、筑穂の人権啓発センターの貸し館による収入、九電柱、NTT柱などの占用料の収入を記載しております。同和会館使用料と細節のところにあります。平成30年度、それから令和元年度、令和2年度に米印を入れておりますが、こちらの分につきましては、令和元年度より施設名が変わっております。立岩人権啓発センターとして名称変更を行っておりますので、この分の使用料につきましては、その隣の人権啓発センター使用料の中に令和2年度から含まれることとなっております。次に、県支出金になります。各人権啓発センターで実施しておりますデイサービス事業などに対する分、それから人権啓発センター改修に対する分、それから人権啓発の経費に対する分の県費補助が収入として市に入ってきている分をあらわしております。それから諸収入になります。こちらの分につきましては専修学校、それから結婚支度金の個人へ貸し付けた分の返還金を市の歳入として入れております。専修学校分につきましては、入ってきた分については、翌年度県のほうに償還金として市のほうから支出することになっております。

次に、45ページをお願いいたします。45ページ、歳出になります。同じく款項目であらわしております。まず、左から節の分で給料から賃金、報酬、ずっと旅費までありますが、この部分につきましては職員に関する分になります。それから、役務費につきましては、デイサービス事業にかかわる講師派遣、それから調理員派遣などになっております。委託料につきましては、設備の保守、樹木伐採など維持管理に関することの委託料の積み上げとなっております。その横の使用料及び賃借料につきましては、デイサービス事業の送迎用のバス、いわゆるデイサービスに参加される高齢者の方の送り迎えの送迎用のバスの借り上げ料などとなっております。次に、工事請負費につきましては、立岩人権啓発センターの空調機改修、その空調機に伴う電気設備の改修費用となっております。備品購入費につきましては啓発センターの防災ロールカーテンなどの設置に使われております。それから、負担金・補助及び交付金につきましては、隣保館協議会負担金、人権擁護委員協議会補助金、部落差別解消推進団体補助金になっております。償還金利子及び割引料につきましては、前年度に預かった、先ほどご説明

しましたが、専修学校の個人に対する貸し付け分を県に返還分として支出することになっております。

○川上委員

この資料のうち、45ページ、歳出のほうですけれども、下の段に人権教育費の関係で委託料が5千万円前後ありますね。これについて説明をしてください。

○人権・同和政策課長

こちらの分につきましては款項目、いわゆる資料として提出したときに、2款ではなく10款の教育費の部分をあらわしておりますけれども。こちらの分につきましては、NPO人権ネットいづかの啓発にかかわる委託料となっております。

○川上委員

この団体はどういう団体ですか。

○人権・同和政策課長

NPO人権ネットいづかにつきましては、市内人権に関する啓発事業、それから講演会等、それと相談事業など、あらゆる人権に関することについて、市のほうが業務を委託している団体になります。

○川上委員

どういう団体ですか。

○人権・同和政策課長

NPO法人になっております。

○川上委員

この団体の概要をお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:16

再 開 13:22

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

大変失礼しました。NPO法人人権ネットいづかにつきましては、平成16年4月、旧飯塚で設立されております。市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権のまちづくりに向け、教育啓発を推進することを目的として設立されたNPO法人になっております。

○川上委員

事務所はどこですか。

○人権・同和政策課長

事務所につきましては飯塚の労働会館、河川敷の場所にあります。河川敷の横にある労働会館の1階、2階の部分になります。

○川上委員

労働会館と河川敷も貸しているわけですか。駐車場か何かで。

○人権・同和政策課長

場所の説明で河川敷という言葉を使いました。労働会館の1階、2階部分になります。

○川上委員

何人で構成しているんですか、役員は。

○人権・同和政策課長

構成は啓発を担当している11名になっております。それから理事長が1名、それから事務員さんが1名、13名となっております。

○川上委員

理事長は誰ですか。

○人権・同和政策課長

理事長の氏名は松本建一氏になっております。

○川上委員

この委託業務は、委託の手続をどのようにしていますか。公募、公告から選定までどうしているかお尋ねします。

○人権・同和政策課長

人権ネットいくつかの委託につきましては、随意契約となっております。

○川上委員

ですから、5千万円を超える委託料でしょう、委託業務でしょう。それで随契なら随意契約ということでしょうけれど、入札でしょう、それは。随意契約の理由が要るでしょう。そのところをちょっと聞いているんですよ。少し市民が税金で5千万円を超える委託業務を出しているのを見て、なるほどなど分かるような説明をしてくれませんか。

○人権・同和政策課長

人権ネットというか、人権啓発に関する委託の内容につきましては、先ほども言ったように研修事業、それから相談事業、広報事業、展示事業など、人権にかかわる多岐にわたる業務を市のほうから委託をするようにしております。随契理由につきましては、NPO法人人権ネットが部落差別問題、人権確立を目指し、長年にわたり人権、部落差別問題に携わってきた者によって構成されるNPO法人であり、人権、それから、部落差別問題を熟知しているとともに啓発のための専門的な知識、技能を有しておるというところで、地方自治法施行令第167条の2第1項2号により随意契約としております。

○川上委員

それが自治法の随意契約の基準に合致するというのはちょっと納得いかないんですけど。随意契約の基準、飯塚市はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

この2号につきましては、その性質または目的が競争入札に適しない契約をするときというふうになっております。

○川上委員

競争入札に適しないという、そのところを説明してください。何か基準があるんじゃないんですか、飯塚市で。

○人権・同和政策課長

先ほども説明しましたが、この人権啓発につきましては、人権、部落差別問題の啓発事業を遂行できる十分な能力を持つ職員を確保し、かつ事業に専念できる体制が整っている団体というふうにし、仕様書のほうに規定しておりますので、この分に合致する、合致するというか、市のほうで考えたときにNPO法人人権ネット以外の団体が出てきていないということになっております。

○川上委員

基準はないのかと聞いたわけですよ。

○人権・同和政策課長

人権の啓発事業の性質を考え、その分で先ほど申したように選定の要件として、十分に専念できる体制をとれる団体というところで、その性質、目的が競争入札に適さない契約ということで、人権ネットいくつかと随意契約をしております。

○川上委員

あらゆる人権にかかわる問題と、あらゆるですか。そういう事業を、特定の団体に委託することは妥当かどうか、考えたことがありますか。

○人権・同和政策課長

その件につきましては、長年にわたり十分な人権啓発ができる能力を持ち合わせた職員が、そのNPO法人の中に11名いらっしゃるということで、市の職員、私も含めてですけど、数年に一度、人事異動になり、そこからまた勉強し直す、それから勉強して啓発に努めていくというようなことを考えたときに、委託料をお支払いして、この団体、NPOのほうに委託したほうが人権啓発がよりスムーズに遂行できるものと考えております。

○川上委員

平成16年から決算年度まで、委託料の総額が幾らになりますか。

○委員長

川上委員、ちょっと教育のほうに入ってきているようですので。

○人権・同和政策課長

すみません。資料があちこちあるもので、申しわけありません。NPO人権ネットいづか、資料につきましては合併後からの数字になりますが、平成18年から決算の令和2年度までの合計で、5億7259万8千円になっております。

○川上委員

この委託業務をいつまで続けるつもりか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

人権問題について、いわゆる市民啓発、それから差別問題が解消するまでと考えております。

○川上委員

これはもう質問ではありませんけれども、質問ではないと言うなら聞くなよということなりますけれども聞きましょう。ほぼ永遠にやるということですかね。これは人権の問題とか、差別を許さない取り組み、闘いとかいうのは、それぞれの団体を個人がやるし、自治体は自治体で取り組む必要がありますよ。そしたら委託業務とかではなくて、地方公共団体、自治体が住民福祉の増進の立場から直接やるべきですよ。特定のところに、これから先ほぼ永遠に随意契約で、生活保障されるような活動と生活を保障されるような特定の団体に、この人権の問題を市が委託業務ということで渡して、しかも課長が言われるように差別が解消するまでと、そういう委託業務そのものがなじまないんじゃないですか、この事業は。委託ということについては、これは市長、何か答弁があれば、お考えあれば聞かせてください。

○市民協働部長

人権啓発につきましては、より市民の心に訴えるような活動をしていかないといけない。そういう中で言えば、そういう啓発をきちっとできる職員よりも、きちっとできるようなところということで、今、こういう団体さんのほうにお願いしているということでございます。もちろん、職員の啓発は職員でも啓発をやっております。それはそれで続けていかないといけないというふうに思っております。それと、人権啓発については、いつまで続けるのかということでございますが、私どもは人権問題、人権感覚というのは、やはり常日頃、研修とかそういうものに参加しないと、やはり感覚というのは鈍ってくるというふうに思っております。そのためにも、今後も引き続き人権感覚を高めるためには、こういう啓発活動は、市としては必要な事業だと思っております。そしてなおかつ、それもより市民の心に訴えられるような啓発活動をしていきたいと思っておりますので、そういうことができる団体とともにやっていきたいと思っております。

○川上委員

人権の問題、差別を許さないとか、こういう取り組みというか、闘いとかいうのは、ある限り闘うわけですよ、取り組むわけですよ。今、久家部長が川上委員がいつまでやるのかというふうに言ったと言うけれども、そういう質問はしていないでしょう。こういう大事な取り組みは、団体、個人がそれぞれ取り組むと同時に、自治体もやる必要があるよねと。しかし、自

治体がやるべき仕事を特定の団体、一貫して、今年も5千万円がもらえる、来年ももらえる、その次ももらえると。今11人というふうにおっしゃったけれど、そういうような特定の集団、特定の団体に、この自治体としての仕事を委託業務という形で、いつまでやるのかということをやっただけです。そこをすりかえたらだめですよ。答弁してください。

○市民協働部長

別にすりかえるつもりはございませんでしたけれども、当然、今、質問者が言われるように、行政もやらなければいけないし、当然、民間は民間として自ら人権啓発をやっているといけないうのもございます。ただ、先ほどから言いますように、人権啓発というのは非常に重要な問題というか、あらゆる人権問題ということになりますと、非常に範囲、分野も広がります。そういう中で、やはり行政だけではなくて、そういうことにたけた、啓発を目的としている団体と連携して啓発活動をやっていくことが重要だと思います。当然、いつまで、じゃあこういう団体でやるのかというような話でございますが、私どもとしては、行政だけではなくて、そういうふうなあらゆる分野にたけた、啓発活動をやられている民間団体さんがあれば、当然そこと一緒になってやっていくということで考えております。

○川上委員

一緒になってやっていくということと、毎年毎年5千万円前後のお金を渡して、事実上の補助金になっているわけでしょう。そういうこととは違うでしょう。あなたが言っている、一緒にやっていくということ。市役所が、自治体がやるべき仕事を特定の団体にもう6億円ぐらい渡しているわけですから。このところが大体ですね、啓発とは何ですか。一緒に考えていこうとか、一緒に学びましょうとかいうことじゃないんですか。自治体はわかっている、わからない市民に教えてやると、勉強に来いというような態度は、大体間違っているでしょう、それそのものが。何ですか、啓発って。終わります。

○委員長

次に、97ページ、人権推進費、人権推進対策関係補助金、負担金交付団体（目的、規約、決算書）について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料46ページから59ページまで資料をいただいています。多分、簡潔になると思うけれども、説明してください。

○人権・同和政策課長

まず、46ページをお願いいたします。人権推進対策関係補助金、負担金交付団体の状況資料ということで、目的から決算書をつけております。この表に従ってまいります。まず、部落解放同盟飯塚市協議会につきましては、47ページから51ページのほうに、まず規約、それから活動報告につきましては49ページに載せております。49ページから51ページまでが、この団体の活動報告になっております。読むこととなりますが、表の一番最初、福岡県定期大会は、これは中止になっておりますが福岡県の委員会、いわゆるこの団体が行っている活動委員会等について51ページまで載せております。それから、同じく51ページの右側の部分につきましては、飯塚市協議会の決算書を、こちらのほうに載せております。この中におきまして歳入の部分ですが、大きな3番、飯塚市の補助金として決算額1300万円ほど、こちらのほうに記載があります。その下の部分につきましては歳入の部分になっておりますので、合計額、決算額につきましては記載のとおりとなっております。それから次に、全日本同和会飯塚支部協議会、こちらの分につきましては同じく52ページに規約のほう載せており、53ページからは事業報告、それから決算書を記載しております。次に、飯塚人権擁護委員協議会ということで、こちらの分につきましては54ページにまず会則です。この飯塚人権擁護委員協議会の会則につきましては、第1章、名称及び事務所ということで、事務所は福岡法務局飯塚支局に置くというふうになっております。それから、次のページになりますが、この会

則につきましては54ページから55ページ、それから、この協議会の収支決算書につきましては56ページの左側に載せております。その右側に福岡県隣保館連絡協議会の、同じく会則から載せております。会則につきましては57ページまでになっております。58ページ、こちらの分につきましては収支の決算書を左側の部分に載せております。同じく58ページになりますが、こちらの分は嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会の会則から、最後のページになりますが、59ページの右側、決算書を載せております。

○川上委員

相当な額の補助金なわけですけれども、補助金の積算に、幾ら補助金を出すかというときに、人件費を、解放同盟とか入っているわけですけれども、人件費を入れる場合に、何か飯塚市としては規定がありますか。

○人権・同和政策課長

この分の補助金の交付につきましては、飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱というのを、平成27年に告示をしております。その中において、補助対象経費の一覧ということで、人件費、事務局費、会議費、専門部及び支部活動費、研修費という項目に従って、その中で今言われた人件費は入れております。

○川上委員

それはわかるんですけれども、この人件費を補助金の積算の中に入れるときに、飯塚市としての規定があるのですかということなんです。その要綱の中にあるから、それが規定ですという説明なんですかね。ほかのいろいろな団体があるじゃないですか、補助金を出している団体、人件費を出す。そのときの基準というか、規定というか、そういうものはあるのですか、一般的に。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:40

再 開 13:41

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

市として、補助金の交付の段階で、人件費はどうするというような取り決めはございません。

○川上委員

この部落解放同盟などに対する補助金の中に人件費が入っているのは、要綱にあるからだということなんです。この補助金の中で人件費の割合は、3割までですよとか、何かそういう基準はないんですか。

○人権・同和政策課長

今、おっしゃられるような上限は、要綱の中には規定はございません。

○川上委員

人件費が100%でもよいという要綱になっているわけですか。

○人権・同和政策課長

補助の対象という項目、第3条のほうに、いわゆる団体運営に関する経費ということで掲げております。その中で、いわゆるその補助金で人件費を100%賄うことがいいのかということであれば、この要綱に従いますと100%賄っても、大丈夫な要綱にはなっております。

○川上委員

まず決算年度、団体補助金、総額いくらで、そのうち人件費は幾らで、その割合は幾らというのが分かるでしょう。ちょっと答弁してください。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟飯塚市協の部分になりますが、まず、この決算書に従って説明しますと、まず

全体の歳入が1705万5743円ということになっております。歳入に占める、飯塚市の補助金が1328万7690円となっておりますので、全体に対する割合は、まず市の補助金が約77.9%となっております。1704万9943円ということで決算書がなっておりますが、その中において人件費の合計を出しますと824万円ほどになります。補助金に対する人件費の割合は約48.3%となっております。

○川上委員

この人件費の削減についての協議はしたことがありますか。

○人権・同和政策課長

令和2年度におきましては人件費の削減についての協議は触れておりません。

○川上委員

本市発足後ということになると思うけれど、この団体補助金の総額と、それからそれに占める人件費の比率が出てきますか。

○人権・同和政策課長

合併後、平成18年から令和2年度までの総合計につきましては、飯塚市協議会につきましては、平成18年から令和2年度の合計額として、4億4873万3785円となっております。人件費の割合については、ちょっと計算ができておりませんので、今、お答えすることができません。

○川上委員

給料、行動費だと4割程度ということのようですね。例えば、計算してみると、会議をしますね、会議手当が出るわけです。出張しますね、行動費が出るわけです。これ、私の手元計算で拾い集めると7割ぐらいになる。年度によるところもありますけれど、こういうお金の出し方を、なぜ出すのかというのがずっと疑問なんです。いろいろな団体があります。その団体は自分たちの会費とか寄附金とか、努力して、自分たちの専従職員、必要ならば雇用するわけです。出しきらなければ手当を出すぐらいにするかもしれない。この部落解放同盟ほかの団体だけが最初から活動費というか、生活費、人件費を税金によって賄われるという仕組みというのは、補助金の域を超えているんじゃないんですか。どうでしょうか。

○人権・同和政策課長

先ほど合併後からの総合計額ということで答弁をさせていただきました。合併当初に比べると、今言われる人件費、それから補助金については、かなりの額が、ちょっと計算はしていませんけれども、減ってきているということは確かであります。その補助金が域を超えているかどうかということになりますと、そこにつきましては、飯塚市協議会のほうと飯塚市のほうで、毎年精査をしながら見直しをやっておりますので、その域は超えていないものと考えております。

○委員長

次に、97ページ、人権推進費補助金交付同和団体の役員の活動状況（人件費、出勤、業務内容）について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これについては、60ページに資料をいただいておりますので、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

活動状況が分かるものとして今、1、2、3項目、3行並べております。1番につきましては人件費、これは先ほどから、ご説明申し上げたとおり51ページ、提出資料の51ページのほうに決算書を載せております。この中において、人件費を先ほどご説明したとおり、令和2年度におきましては、約820万円というふうな計上になっております。それから出勤状況になりますが、出勤状況につきましては、下段にあります一覧表のとおり、4月から3月分の12カ月分を記載しております。左が常勤役員、右側が非常勤役員となっております。それか

ら、3番目として業務内容、業務内容として右側の表に事業報告として、1番から5番までの相談項目、年間を通じて252件の相談を受けていただいております。以上です。

○川上委員

人件費については先ほどのとおりということなんですけれど、給与の体系というか、給料はどのようになっているんですか。

○人権・同和政策課長

60ページの表でご説明申し上げます。まず、常勤役員として左側の下段の左の表になりますが、書記長と財務委員長というふうに2人分を並べております。この方たちにつきましては、常勤役員となっておりますので、ちょっと表が飛びますが、51ページの人件費の中、この中の専従役員給与になります。それから、非常勤役員として右側の表があります。こちらに委員長と副委員長というふうにお2人分の数字を入れておりますが、委員長の分が、いわゆる、この51ページの決算書で言いますところの、行動費ということになっております。

○川上委員

この専従の方の給料は、何を基準にその給料になっているのですか。

○人権・同和政策課長

解放同盟飯塚市協議会の規定の中で定められております。

○川上委員

その解放同盟が決めた給与水準額を飯塚市民が税金で出しているということに今なっているんだけれど、その内容を聞かせてください。

○人権・同和政策課長

まず、先ほど言いましたように常勤職員の書記長、財務委員長につきましては月給制となっております。それぞれ約300万円ずつの年間分が支出されており、委員長につきましては、先ほど言ったように行動費が月に定額で出ている状態となっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:54

再 開 13:55

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

失礼しました。給与規定というのはございますが、合併後、その分、平成18年当時に、再度、協議がなされていたとは思いますが、現在、その分の根拠についての資料がございませんので、ちょっとその水準については、お答えできない状態でございます。

○川上委員

資料がないので、自分たちが市民の税金を人件費、補助金の中で、人件費として投入するんだけれど、その基準はわからないと。資料もないという答弁ですね、確認しますよ。いいですか。

○人権・同和政策課長

現在、資料がございませんので、そのとおりでございます。

○川上委員

現在というのはどういうことですかね。どっかに行ったら出てくるのですか。

○人権・同和政策課長

その分につきましては、まだ確認をしておりませんので、確認して出てくる可能性もあるという意味でお答えいたしました。

○川上委員

補助金を出すかどうかのときに、補助金が幾らですよと、申請があるわけでしょう。そのと

きに、人件費がこうなっていますよね、委員長とか財務委員長の給料が幾らになっていますよねと、この額なんですかと。飯塚市の働いている人たちの平均賃金はこれぐらいですよ。パートで働いている人はこれぐらいですよ。それと比べて全額補助しますか。そういう話し合いをしているはずなんです。そのときの資料がないということは、あるかないかもわからないということは、言われたとおり何も考えないで、自分のお金じゃないからということかわからないけれど、市民の税金を言われたとおりに、毎年毎年ですよ。積み上げていって、団体補助金としては6億円ぐらい出しているわけです。こんなずさんなことが、これまでやられてきたし、あなた方の論理から言えば、これからも続くわけです。そんな決算は、到底認められないなというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

次に、97ページ、男女共同参画推進費、地域女性活躍推進事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

97ページ、男女共同参画推進費、地域女性活躍推進事業費についてお伺いいたします。飯塚市として特に力を入れてきた事業がありましたらご紹介願いたいし、また、具体的にどのように推進されてこられたのか教えてください。

○男女共同参画推進課長

平成19年12月に国が官民一体となってワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むため、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランス憲章を策定しました。また、平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立しています。本市においても、女性活躍や働き方改革は、企業における経営上の重要戦略と捉え、平成30年度より、イクボス推進促進事業を実施しました。イクボスとは、部下のワーク・ライフ・バランスを考慮し、個人の人生と企業の業績両立を成立させることを目指す経営者や管理監督者のことです。イクボスを実践する経営者や管理監督者が、男女問わず、仕事と生活が両立できる環境整備を行い、多様性のある働き方を認め、構築することで、事業所の課題である人材の確保や育成、女性のキャリア支援を効果的に行うことができると考えています。事業内容といたしましては、平成30年度から令和2年度の3年間に、地域女性活躍推進交付金を活用の上、事業を民間業者に委託し、イクボス養成マニュアルを作成し、女性の活躍推進に向け、市職員や嘉飯圏域の事業所を対象に、イクボス養成研修やイクボス事例発表会を開催しました。また、イクボスを普及させるための広報誌として、嘉飯圏域の事業所で活躍するイクボスのインタビュー等を掲載した「I I Z U K Aイクボスマガジン嘉飯桂取組事例集」を毎年度1千部作成し、イクボスの啓発に取り組みました。

○委員長

すみません、傍聴席に座っていらっしゃる職員の方、中に入れませんか。

○上野委員

どのような成果があったのか教えてください。

○男女共同参画推進課長

3年間の事業の結果、イクボス宣言をした事業所は30社になりました。イクボス宣言を行った事業所を対象にしたアンケートでは、有給休暇を取得しやすい環境づくりを行う会議または会議時間を減らす、女性の管理職を登用するなどの各種取り組みが行われており、その結果、残業時間が減る、休暇がとりやすくなる、働き方に対して社員の意識が変わる、女性が活躍できる場が広がる、離職率が低下するなどの成果が数多く上がっていることが確認されました。イクボスを実践することで、市内事業所の職場環境の改善や人材の確保、女性の活躍の推進などの効果があらわれています。

○上野委員

この事業を進める上での課題、方策について示してください。

○男女共同参画推進課長

令和3年1月に実施した飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査によると、中小企業と小規模の事業所では、ワーク・ライフ・バランスの考えがまだ社会に根づいていない、人的、財政的に余裕がないなどの理由により、女性活躍や働き方改革の取り組みの実施をする事業所が少ないことが確認されました。しかし、そのような状況の中でも、女性の管理職登用などに積極的に取り組んでいる事業所は、育児休業制度、介護休業制度の充実など、職場環境が改善されている傾向が見られます。令和3年度からは委託事業は終了し、市が単独で事業を行うこととなりますので、コロナ禍に配慮し、市公式YouTubeを活用した企業向け研修や、飯塚市イクボスニュースにて、市内のイクボス宣言事業所の取り組みの紹介などの情報提供を行うことにより、事業所における女性活躍や働き方改革を推進するとともに、イクボス宣言事業所をさらにふやし、継続して経営者、管理監督者の意識改革を行うなどの取り組みを行ってまいります。

○上野委員

飯塚市においては平成30年4月19日、片峯市長初め、当時の特別職全員がイクボス宣言をされ、久世副市長、武井教育長も就任後、宣言をされるなど、市が率先して取り組んでいる事業でもありますので、今後、国内におけるイクボス先進地を目指されて、担当部署の活躍にご期待を申し上げて質問を終わります。

○委員長

次に、97ページ、男女共同参画推進費、女性の悩み相談員謝礼金について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

それでは私のほうから、男女共同参画推進室、女性の悩み相談について、何点かお尋ねいたします。まず一つ目が、この相談事業はいつごろから始まったのでしょうか、教えてください。

○男女共同参画推進課長

飯塚コミュニティセンターに女性センターが開館された平成8年より実施しております。

○田中武春委員

そうすると25年ということですね。25年前から行われているというところですけども、その事業が実地されたときの、もし、経緯とかそういうのがわかれば少し教えてもらえますか。

○男女共同参画推進課長

当初より、男女共同参画社会の実現のために、市民と行政が協力して、総合的な活動を展開する拠点として、女性センターは設置されています。その事業の一つとして、女性を取り巻くさまざまな悩み、本問題についての相談窓口として、女性のための相談事業を現在も継続して行っております。

○田中武春委員

そしたら次に、現在の女性の悩み相談の開催の頻度とか、それから相談員の数と謝礼金について、お尋ねをいたします。

○男女共同参画推進課長

女性の悩み相談は、男女共同参画推進センター、サンクスで、市内に在住、在勤、在学する女性を対象に、毎月第1から第4水曜日の13時から16時まで実施しています。相談員は1名で、1回の謝礼金は5千円となっております。なお、謝礼金につきましては、講師謝礼金予算単価表等を参考にして設定しております。

○田中武春委員

お1人だということですね。午後から、第1、第4水曜日ということで。わかりました。そ

したらこの業務内容と過去3年間の相談件数等がわかったら教えてください。

○男女共同参画推進課長

業務内容といたしましては、相談者から配偶者等からの暴力や家庭のこと、今後の生き方など、日々の生活で起こる悩みや心配事などをお聞きし、問題解決の方法を一緒に考えることによる支援となっております。過去3年間の相談件数でございますが、平成30年度37件、令和元年度44件、令和2年度40件となっております。

○田中武春委員

最後に具体的な相談の内容が明らかにできること、できないことがあろうかと思いますが、できる範囲で構いませんし、この相談事業の基本的に担当課として、こういったメリットがあるんだよというのがあったら、お示しいただきませんか。

○男女共同参画推進課長

相談内容につきましては、毎年度、夫婦の問題が一番多く、次に親子や親族の相談となっております。女性は結婚や出産、育児等のライフイベントにより、生活スタイルが変わることで影響を受けやすく、生活上の困難に陥ることも少なくありません。日々の生活で起こるさまざまな悩みを相談者の立場に立って一緒に考えることにより、孤立を防ぎ、エンパワーメントを高めることにつながります。この女性悩み相談は、利用制限がなく、何度でも同じ相談員に相談が可能であり、継続的な支援ができることがメリットだと考えております。

○田中武春委員

そうですね、さまざまな悩みを相談して、多分、同じ方が何度も相談しやすい環境なんだろうと思います。それと制限がないということで、利用者の方も大変助かっているんじゃないかというふうに思います。私から最後に、女性の悩み相談は、女性のさまざまな問題の解決とか、それから先ほど言いましたように、心理的な援助を得られる場として、提供しているというふうに思います。女性の自立と社会参加を促進するためにも必要な事業というふうに私は考えております。今後とも、大変いろいろな問題があって厳しいかと思いますが、継続的な取り組みを最後にお願ひしまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:10

再 開 14:20

委員会を再開いたします。

次に、99ページ、交流センター費、交流センター運営審議会委員のメンバー、開催頻度、審議内容について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、交流センター運営審議会に関することについて、何点かご質問させていただきたいと思いますが、まず初めに、委員会のメンバー、それから開催頻度、それから審議内容等、わかりましたら説明のほうをよろしくお願ひいたします。

○まちづくり推進課長

交流センター運営審議会につきましては、飯塚市交流センター条例第18条の規定に基づき、交流センターの円滑な運営を図るため、市内12カ所にあります各交流センターにおいてそれぞれ設置しております。まず、委員会の構成につきましては、飯塚市交流センター条例第18条第2項及び第3項に規定しておりますが、定数は各交流センターにおいて8名以内とし、1. 市民の交流に関する事業、2. 地域活性化に関する事業、3. まちづくりに関する事業、4. 生涯学習の推進に関する事業、5. そのほか交流センター設置の目的達成に必要な公益的事業というふうな形の部分について、これに関係します事業の関係者や学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者で構成をしております。次に、開催頻度につきましては、各交流セ

ンターにおいて毎年1回もしくは2回となっております。最後に、審議内容につきましては、先ほど申しました5項目の事業に係る前年度の参加者、利用者人数などや反省点等を含む実績報告とあわせ、当該年度に取り組む事業方針等について審議するものでございます。

○田中武春委員

多岐にわたる事業を審議するという事で理解しました。それでは、令和2年度に開催された審議会における延べ回数と、延べ参加人数等の実績がわかれば報告をお願いします。

○まちづくり推進課長

令和2年度につきましては、12交流センターで延べ15回の会議を実施しております。また、委員の参加者数につきましては、延べ83名となっております。

○田中武春委員

次に交流センター設置の目的達成に必要な公益的事業について、少しご説明をよろしく願います。

○まちづくり推進課長

先ほど申しました第5項目の件につきましては、交流センターにつきまして、各地区の公民館の機能や役割である生涯学習など、社会教育の拠点を確保、継続しつつ、まちづくりや地域福祉、防災の拠点としての機能や役割を加えた多様な機能を担う地域拠点施設と交流センターはなっております。このことから、これら多様な機能に関する事業につきましても、審議事項というふうな形で審議しておるところでございます。

○田中武春委員

それでは1点だけちょっとお願いなんですけれど、具体的な確認として、私が穂波出身なので、穂波交流センターでのさっき言われた5項目にかかわる審議内容について、少し具体的にご説明をいただきたいというふうに思います。

○まちづくり推進課長

令和2年度の穂波交流センター運営審議会での内容につきましては、まず、市民の交流や地域活性化、まちづくりに関する事業について、これは穂波地区自治会長会や各校区を含むまちづくり協議会、穂波地区体育振興会、また穂波西及び穂波東地区の青少年健全育成会や穂波地区子ども会、指導者連絡協議会など、こちらが各団体が実施します環境美事業の協議やどんと焼きやふれあいフェスティバルなど地域イベント、青色防犯パトロールや体育振興事業などの実施方法について協議が行われておりました。

次に、生涯学習の推進に関する事業、これにつきましては交流センター講座や穂波青少年野営訓練所の運営管理、交流センターサークルや、飯塚市民まなびネットワークによるパソコン講座、ストレッチ体操、民謡などの、コロナ禍における実施方法について協議が行われておるところです。

その他、交流センター設置の目的達成に必要な公益的事業については、穂波地区自治会長会などによる防災研修会や地域見守り活動等の事業内容などが協議されておりました。

○田中武春委員

最後になりますけれども、委員報酬の額と積算について少し教えてください。

○まちづくり推進課長

審議会の委員報酬につきましては、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条に審議会等の委員の報酬額を定めております。これに基づきまして月額5900円としております。また、そのほか、同条例で第5条に交通費等の費用弁償の関係が載っております、月額800円、こちらの分を支給しております。各委員の皆様には、この単価に出席日数を乗じまして、その額を支給させていただいているというふうな形になります。

○田中武春委員

月額5900円ですね。交通費については月額800円ということなんですけれども、私の

気持ちとしては交通費は800円ではなくて、実費弁償でいいのではないかと。もしかしたら800円以上かかる人もいるかもしれないですね。ちょっとそれは内部でも少し協議をしていただきたいと思いますけれども、この交流センターが市民にとって交流や地域活性化、それからまちづくりにとって大変重要な拠点であります。今後もぜひ市民にとって円滑な運営が図れますように要望しまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に、101ページ、諸費、老朽化危険家屋解体撤去補助金の解体件数、地域、金額、受給条件等について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

続きますけれども、私のほうから次は、老朽危険家屋解体撤去補助金について少し質問させていただきます。老朽危険家屋解体撤去補助金の制度としては、福岡県における「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の規定に基づき、この社会資本総合整備計画及び地域住宅計画にて進められているというふうに思います。また、国においてはこの空き家問題の抜本的な解決策として、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたことで、飯塚市においても平成30年3月に空家等対策計画の策定をされていると思いますけれども、令和2年度において老朽危険家屋解体撤去補助金を活用して、解体された件数は何件なのか、お尋ねいたしますし、また年度別での解体件数がわかりましたら、ご回答のほうをよろしく願いいたします。

○建設政策課長

令和2年度に補助金活用において解体しました件数につきましては20件となります。決算額の911万6千円は、その20件に対しまして解体され交付を行いました補助額となります。また、年度別の解体、交付件数といたしましては、平成30年度は12件、令和元年度は21件、令和2年度は20件となっております。

○田中武春委員

それでは、解体されました件数につきましては理解できました。飯塚市内においては、地域にて住宅が密集しているところ、それからしていないところがあると思いますけれども、地域別として、どの地域からの申請相談が多いのですか。地域別にてお答えのほうをよろしく願いいたします。

○建設政策課長

旧地域別にてお答えさせていただきます。旧飯塚地区が8件、旧穂波地区が8件、旧庄内地区が3件、旧筑穂地区が1件、旧穎田地区が0件となっております。

○田中武春委員

結構多いですね。それでは、老朽危険家屋解体撤去補助金の補助金額について、たしか上限額が50万円だったというふうに思いますけれども、これは何件分を想定されて計上しているものかが一つと、また補助金の支給金額について1件当たりどのぐらいの交付をされているのか、交付額単位にてお答えをお願いいたします。

○建設政策課長

まずは何件分を想定しているのかということですが、1件50万円の20件を想定して予算計上させていただいております。また、補助額につきましては、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度額としております。なお、交付額の50%が国の社会資本整備交付金の対象額となっております。また、もう1点ですが、交付いたしました交付補助金の内訳ですが、令和2年度の実績にてお答えさせていただきます。50万円が9件、40万円より50万円未満が7件、30万円より40万円未満が3件、20万円より30万円未満が1件となっておりまして、20万円未満の補助金交付件数はゼロ件となっております。合計件数としまして20件となっておりまして、上限額の50万円の交付率が一番高くなっております。

○田中武春委員

それでは老朽危険家屋解体撤去補助金の申請に必要となります解体撤去費用の見積りの依頼については、どのようになっているのでしょうか、お答えください。

○建設政策課長

見積りにつきましては、市内に本店、営業所、事務所等の店舗があり、家屋の解体工事業を行う資格を有する業者としております。その条件を満たした3業者の見積りを必要としております。3者のうち1者は申請年度における本市の建設工事有資格者名簿に記載されております指名業者としております。補助金の交付を受けるためには、その3者の中で見積り額が一番安価な、安い業者との契約をしていただくこととしております。

○田中武春委員

最後になりますけれども、老朽危険家屋解体補助金についての交付要件について、どのようになっているのかが、制度内容について少し伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○建設政策課長

生活の環境保全及び安全安心な防犯防災のまちづくりの推進を図るため、老朽化した危険な空き家を除去する場合に、平成24年12月7日に制定いたしました飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金交付要綱の規定により補助金の交付を行っております。住宅地区改良法に規定する不良住宅で、居住等をしていないことを前提に、所有権以外の権利が設定されていないことや、店舗併用の場合、居住部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること等を条件としております。なお、老朽危険家屋の判定につきましては、住宅地区改良法施行規定に準じた評価としております。外観目視での評価の合計点数が100点以上であることとしており、補助金の交付を受けることができる対象者としましては、現存する老朽危険家屋の所有者等で市税の滞納がない者、または所有者等から解体または撤去について委任を受けた者としております。

○田中武春委員

最後に、私のほうから少し要望を言わせていただいで終わりたいというふうに思いますが、令和3年8月末現在の数字となりますけれども、本市については総人口が12万6812人で、世帯数では6308件というふうになっておりますけれども、年齢で申しますと国連機関の世界保健機構WHOですけれども、この定義で高齢者としておりますのが65歳以上の方、本市では今4万434人となっておりますが、飯塚市の総人口の約31.88%を占めております。将来的には、この年齢層の比率が上がってくることが予想されます。近年、地方、地域における人口及び世帯数の減少や既存住宅の、それから建築物の老朽化等に伴いまして使用されていない住宅、建物等、空き家のことですが、年々増加するのではないかとというふうに考えております。そのことに伴いまして、老朽危険家屋解体撤去補助金の申請件数も、今後ますます増加するのではないかとというふうに思っております。令和2年度の決算実績を確認する限りでは、現行の予算で耐えているようではありますけれども、今後の社会情勢や本市における空き家等の変化等を十分見えていただき、必要と判断される際には、即時に予算確保に努めていただくよう要望しまして、飯塚市の生活環境なり、保全及び安全安心な防犯防災のまちづくりを進める上で不可欠となりますので、空き家対策を粘り強く推し進めていただくよう、最後に意見を申し上げまして、この質問を終わりたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○委員長

次に、103ページ、賦課徴収費、コンビニ収納代行の本市の使用率、メリット、デメリットについて、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

次に、本市のコンビニ収納の件について、少しだけお尋ねします。このコンビニ収納代行手数料について、まず、コンビニ収納代行とは、どのような仕組みなのか、簡単に説明をよろし

くお願いします。

○税務課長

まず、コンビニ収納から説明いたしますと、金融機関等における窓口払いと、それから口座振替による納付に加えて、コンビニの開いている時間であればいつでも、また全国どこからでも納付可能な方法として、納税者の利便性の向上を図るために、平成28年4月に開始したサービスでございます。このサービスの開始に伴い、納付書にコンビニで読み込むことができるバーコードを付加しております。そして、コンビニ収納代行とは、コンビニで納付が行われますとバーコードの情報に納付日、納付店舗、入金があったことを加えた情報が地銀ネットワークという機関に取りまとめられ、自治体に速やかに送られます。その後、実際に自治体で入金処理がされた時点で収納が完了するという仕組みです。このコンビニ収納に係る手数料が、1件当たり消費税抜きで56円かかります。

○田中武春委員

56円かかるんですね。それでは納付件数で見た使用率はどのように推移をしていますか。直近の3年程度でできたらお示しいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○税務課長

まずコンビニ収納については、バーコードの使用期限が各納期までとなっておりますことから、納期内納付された窓口払い、口座振替、コンビニ収納の市県民税、固定資産税、軽自動車税の3税合計分を分母として捉えますと、平成30年度は22.9%、平成31年度は24.1%、令和2年度は26.1%と伸びながら推移しております。

○田中武春委員

年々、伸びているということで、いいほうに推移しているというふうに思います。次に、ちょっとメリットとデメリットについて考えがあるので、このメリット、デメリットについてですけども、まずどのようなメリットがあるというふうに考えていますか、お尋ねします。

○税務課長

まず、納税者側のメリットですけども、金融機関の取り扱い時間や、市役所の開庁時間にとらわれず、休日も含めいつでも全国のコンビニで納付ができるようになっていてございます。これは納付可能な時間帯がふえたことだけではなくて、指定金融機関にとらわれないことで、出張の多い方や市外で勤務されている方などの納付機会がふえたこととなります。次に、市側のメリットですが、納税者の利便性向上によるものとともに、納期内納付による現年度の収納率の向上に寄与しております。これはコンビニ収納については、バーコードの使用期限を納期限としていることによるものです。また、コンビニ収納では納期を過ぎてもそのまま納付書は窓口払いで使用できますので、新たに納付書を発送する必要ない点も、口座振替不能の場合に納付書を再発行しなければならないことと比較しますと、メリットがあると考えております。

○田中武春委員

市民にとっても指定金融機関にとらわれないで、市外で勤務される方も納付が簡単だということですね。それから、市側についてもバーコードの使用期限が納付期限と一緒ということで、それが終わったら改めて督促状とか出さなくてもいいということなので、市に対しては多分、税金を使わなくてメリットが高いなというふうに思いました。続けて、デメリット、どの辺に、これについてはちょっと問題点があるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○税務課長

まず、納税者側のデメリットにつきましては、先ほど市のメリットがデメリットということになるわけでございますけれども、納期限を1日でも過ぎてしまうとコンビニ納付ができなくなるということで、金融機関や市の窓口に行かなければならなくなることです。また、コンビニ用バーコードを使用した納付額の制限がありまして、1枚につき30万円を超える高額の納

付には対応できないということでございます。次に、市側のデメリットにつきましては、口座振替よりも1件当たりの手数料が高いということです。口座振替手数料が1件当たり税抜10円であることに對しまして、コンビニ収納代行手数料は1件当たり56円と、かなり高額になっております。

○田中武春委員

1枚で30万円が限度なんですね、限度がある。それとまた口座振替手数料が10円ということで、コンビニ収納だと5倍になるということですか。結構高いですね。よくわかりました。最後に、コンビニの収納は、先ほど課長も言われたように、いつでもどこでも納付でき、支払い方法が簡単で便利なものですし、先ほど言いました、市側も事務処理の合理化も図れるものというふうに考えております。市民に対し、この事業の利便性を周知していただいて、ますます収納率が上げていただくよう、最後に要望しまして終わります。

○委員長

次に、107ページ、統計調査費、国勢調査事業の結果と展望について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

107ページ、統計調査費、国勢調査事業費についてお伺いをいたします。令和2年度に行われた国勢調査の結果、どのようになっていますでしょうか。

○総務課長

令和2年10月1日現在で実施いたしました国勢調査による飯塚市の人口及び世帯数につきましては、本年6月に速報値が公表され、人口12万6486人、世帯数5万5536世帯となっております。前回の平成27年の国勢調査における人口12万9146人と比較し、2660人、2.06%の減となっております。また、世帯数につきましては、平成27年の5万4732世帯と比較し、1.47%の増となっております。

○上野委員

飯塚市の人口は前回と比較して2.06%の減ということですが、近隣の市町村の結果についてはどうなっていますか。

○総務課長

近隣で申しますと、嘉麻市につきましては、人口3万5515人、前回の国勢調査時の人口3万8743人と比較し、8.33%の減。桂川町につきましては、人口1万2895人、前回の国勢調査時の人口1万3496人と比較し、4.45%の減となっております。また、田川圏域につきましては、圏域全体で人口11万8055人、前回の国勢調査時の人口12万6104人と比較し、6.38%の減となっております。また、直方圏域につきましては、圏域全体で人口10万4860人、前回の国勢調査時の人口10万9075人と比較し、3.86%の減となっております。

○上野委員

国勢調査の速報値では、飯塚市の人口は12万6486人とのことですが、市の計画における推計値と比較してどうなっていますか。

○総合政策課長

令和2年3月に策定いたしました第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、令和2年度の人口は、12万6379人と推計しており、国勢調査の速報値、12万6486人と比較いたしますと107人、国勢調査の速報値のほうが推計を上回っており、第2次総合戦略に掲げる移住定住を促進するための施策の実施による効果が、人口減少の抑制につながっているのではないかと考えております。

○上野委員

国勢調査の結果は市の推計人口を上回っている。これは他の圏域と比べても圧倒的に頑張っ

ておられるんじゃないかというふうに思いますし、このことは、これまでの施策が功を奏しているのだというふうに思います。人口は、財源に多大な影響を及ぼすわけですけれども、今定例会において、潁田地区と筑穂地区を対象とした過疎地域持続的発展計画が上程されておりますが、この計画の中には人口に関する目標も設定されておりますので、過疎地域を含め、本市の定住人口増加のために今後もさまざまな施策を促進していただきたいと思います。また、コロナ禍においての調査、本当に大変だったと思います。職員さん初め携わっていただいた市民の皆様方に改めて御礼申し上げたいと思います。

○委員長

次に、先ほど保留をしておりました、93ページ、公共交通対策事業費について、川上委員の質疑の中で、資料の提出がありましたので、サイドボックスで確認をお願いいたします。

○川上委員

資料を読みました。市としては代替案も固まっていることも踏まえ、今回の廃止についてやむを得ないものとして考えていると。これはどういう意味ですか。

○地域公共交通対策課長

提出させていただいております資料につきましては、九州運輸局のほうで、編集されている内容ですので、その文言そのものにつきましては、意図はちょっとわからないところもありますが、市としての、この考え方というのは、法的な手続上、廃止についてはやむを得ないけれども、代替案については検討をやっているというような趣旨の説明をしたものと、考えております。

○川上委員

これは誰が作成したと言いましたか。

○地域公共交通対策課長

この記録については、九州運輸局の担当のほうで作成されたと聞いております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:54

再 開 14:56

委員会を再開いたします。

○川上委員

だまされるころでしたね。先ほどから趣旨ははっきりしていたじゃないですか、私の質問から資料要求を含め。だから市長はだいたい国に何と言ったのかということだったでしょう。それは文書では出してないと言うわけでしょう。ヒアリングに答えましたと言うんでしょう。幹部が行って帰ってきたんだから復命書があるでしょうと聞いたんですよ。復命書はありませんということだったから、何があるの、何もないのという趣旨で聞いたら、報告記録はありますということだったでしょう。当然、飯塚市の職員の報告記録と思うじゃないですか。飯塚市の復命書もなければ、報告書もないということが今明らかになったんですか。ちょっと、答弁してください。

○地域公共交通対策課長

この提出しております資料をもって、所属部署で確認した結果として作成したものでございますので、これをもって報告というような取り扱いにしております。

○川上委員

これ出所は書いていないじゃないですか、この決算特別委員会の提出資料。何で書かないのですか。

○地域公共交通対策課長

様式というか、提出物に記載してなかったことにつきましては申しわけございません。

○川上委員

これ出し直してくださいよ。きちんと。残るでしょう。すぐ書き直して、出し直して、これは。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:58

再 開 15:02

委員会を再開いたします。

○地域公共交通対策課長

先ほど提出した資料につきましては、再度修正して再提出させていただきたいと思います。

○委員長

では保留ということで、次に進めさせていただきます。次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、第1款、議会費及び第2款、総務費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:03

再 開 15:04

委員会を再開いたします。

次に、第3款、民生費について、108ページから125ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております109ページ、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

109ページ、社会福祉施設管理運営事業費についてお尋ねいたします。筑穂保健福祉総合センター運営費補助金の内訳について、どのようになっているのでしょうか。お答え願います。

○社会・障がい者福祉課長

筑穂保健福祉総合センター運営費補助金の令和2年度決算額は1730万円となっております。この内訳は、管理運営費分として1020万円、維持補修事業分として710万円というふうになっております。

○吉松委員

本施設における運営方法の変遷について、また過去10年間の年度別支出金額の推移及び施設の維持補修費等に支出した金額はどのようになっていますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

筑穂保健福祉総合センターは平成18年3月から飯塚市社会福祉協議会が指定管理者となり、施設運営を行ってきましたけれども、平成26年で指定期間満了後は、公の施設としては廃止し、平成27年度からはこれまで施設で実施していた事業を継続した中で、地域における保健福祉事業のさらなる推進が期待できる飯塚市社会福祉協議会に施設を無償貸与し、事業継続に当たり、一定の必要な経費を助成しております。過去10年の年度別支出金額ですが、平成23年度から令和2年度までの決算額で申し上げますと、平成23年度1641万3300円、平成24年度1722万2102円、平成25年度1764万1500円、平成26年度2571万7120円、その後平成27年から令和2年度までは、各年度1730万円となっております。このうち経常的に必要な維持補修費等も含めまして、その費用の平成23年度からの累計額は約5300万円となっております。

○吉松委員

本施設の変遷もわかりましたが、ここ10年の維持補修費の合計が約5300万円ということですが、そもそもこの施設、建物については、設計をしたのが日本を代表するといえますか、有名な建築家の葉祥栄さんという方が設計したのでありますけれども、この特徴とすれば、オブジェのように芸術的ですが素晴らしいデザインなんですけれども、実用的には、空調、雨漏りといった維持管理も大変だということです。この施設の今後の運営計画、建物の老朽化対策などはどのように考えておられますか。また、この金額規模の支出を今後もされていくという予定でございましょうか、お答え願います。

○社会・障がい者福祉課長

これまで毎年、一定の金額を支出し、計画的に施設の老朽化に対応してきておりますが、本施設は建築後26年を経過しておりますため、今後は空調設備でありますとか、給排水設備等の更新が必要になってくると思われまます。私どもとしましては施設のあり方を今後検討しながら、今後も計画的な施設改修を図りまして、適切な施設管理運営ができるように取り組んでまいろうと考えております。

○吉松委員

適切なのというのがどういうことだろうかと思いますが、これまでの支出額及び今後の計画をお尋ねいたしましたけれども、施設の長寿命化というのは本当に大丈夫だろうかと。本事業の財源には、過疎対策事業債のソフト経費が使われているということでございますけれども、本施設は筑穂地区の社会福祉の拠点として必要な施設でございます。今後の筑穂保健福祉総合センターのあり方については、維持管理費の増大も懸念されるところでありますので、機能の集約等も含めて、市民の利用しやすい施設としての今後のあり方を検討していただきますようお願いして、質問を終わります。

○委員長

次に、109ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援事業委託の主な内容と対応について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

109ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立支援業務委託料についてお尋ねをいたします。現下におきましては、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たない状況であります。その中で、感染拡大に関連する解雇や雇いどめの影響が続いている中、常用就職や就業機会の回復を目指すことが困難な生活困窮者からの相談は増加傾向にあると思われまます。本市においてもそうした生活に困窮した方々への支援は、相談者に寄り添い、雇用、生活全般における相談など、包括的に支援されていることと思料されまます。そこで、本市の生活困窮者支援の現状はどのようになっているのかご紹介ください。

○生活支援課長

平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行されておりますが、これに伴いまして、本市におきましても生活自立支援相談室を設置いたしまして、相談業務を行っているところでございます。この相談室では、本市にお住まいのさまざまな問題で、生活に困窮された方々からの相談に対応し、専門知識を持った相談員が、その問題に包括的に対応し、相談者の抱える問題の評価、分析、そしてその解決と自立に向けたプランを作成し、相談者の自立を図っております。また、必要に応じまして、関連する社会資源への連携を迅速に行い、相談者のニーズに合わせ、対応の充実に努めているところでもございます。この相談室を開設いたしまして、令和2年度で6年目を迎えました。平成27年度から平成30年度までの相談件数は、年間170件から220件程度で推移をしておりましたが、令和元年度より相談室を穂波支所から本庁舎に移転したことで利用者の利便性が上がり、相談件数が261件に増加しております。また、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸し付けの相談や住居確保給付金の申請相談等の増加によりまして、相談

件数が大幅に増加し、1457件となっております。

○上野委員

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で相談件数が増加していることはよくわかります。長引く経済不況により減収や退職を余儀なくされるなど、生活に困窮された方々の抱える問題は多様化していると思います。それでは、コロナ禍のこの状況も踏まえ、ここ近年の相談内容はどのような傾向にあるのか教えてください。

○生活支援課長

相談の内容でございますが、令和元年度では約90%が経済的な問題であり、医療費や介護、また施設入所にかかわる問題や、介護保険料や税の滞納に関する相談が多くを占めております。また、そのほかの相談としましては、家族の問題もございます。子どものひきこもりやニート、親の介護問題など、現代社会で社会問題化している事象が如実に相談内容としてあらわれておりました。令和2年度では新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉協議会の貸し付け制度や住居確保給付金に関する相談が大半を占めており、減収や就業先都合での退職などで貸し付けを受けるための相談に来られるケースが増えてきております。

○上野委員

社会福祉協議会による生活福祉資金貸付の特例措置が令和3年11月末までに延長されたと聞いております。既に総合支援資金の再貸し付けが終了するなどにより、特例貸し付けを利用できない世帯も存在していますが、そうした世帯に対しては、就労による自立を図るために支援を継続していくか、それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給につなげるなど方策が講じられておると思います。生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある方へ、包括的な支援を行う制度です。相談者からの相談内容を適切に把握し、その状況に沿った支援が必要です。それでは最後に、自立支援相談室における相談への対応状況や事業の効果、どのようになっているのか、お答えください。

○生活支援課長

相談への対応状況でございますが、まず、過去3年間の生活困窮者相談受付件数は、平成30年度188件、令和元年度261件、令和2年度1457件でございます。相談者への支援が決定するまでの緊急的支援を行ったものが、平成30年度17件、平成元年度31件、令和2年度1025件、これは具体的には社会福祉協議会の生活福祉資金貸付けの受付や、緊急的食糧支援を行ったもの。場合によっては、直接就労支援を行い、就労に至ったものなどがございます。続きまして、本制度で、本来実施することになっている相談者へのアセスメントを経た上で、支援プラン策定に至ったものが、平成30年度52件、令和元年度24件、令和2年度51件でございます。そして、プラン策定後、個別具体的な支援を行った結果、目標達成等の理由により支援終了に至った件数は、平成30年度70件、令和元年度27件、令和2年度15件となっております。なお、全体の相談件数におきまして、一般就労に結びついたものが、平成30年度19名、令和元年度11名、令和2年度7名となっております。プラン作成後、最終的に生活保護に至った件数は、令和30年度6件、令和元年度1件、令和2年度1件となっております。このような支援結果から見ましても、本事業は、生活に困窮された方々の第2のセーフティーネットとしての効果を発揮できているものと考えております。生活保護制度では手の届かない方々への生活支援策の一環として、これらの方々にとっての住みよいまちの実現に向け、今後も必要な制度であると認識しているところでございます。

○上野委員

この生活困窮者自立支援制度ができた背景には、経済的な困窮を初めとして、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の過大債務、社会的な孤立など、生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化しているなどの問題があったからでございます。相談業務においては、生活困窮者やその家族、関係者からの相談に応じて、生活困窮者が抱える課題を把握し、その置かれて

いる状況、本人の意思を十分に確認するとともに、個人の尊厳を守り、その意思を尊重しながら、総合的な支援を継続していく必要があります。今後も、縦割りの支援ではなく、各関係機関と連携を図っていただき、横断的な支援を続けてもらいますように要望するとともに、相談員の方々や関係職員の皆さんのご尽力に感謝を申し上げて、質問を終わります。

○委員長

次に111ページ高齢者福祉費、長寿祝金対象者と金額について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

それでは私のほうから111ページ、高齢者福祉費の長寿祝金について何点かお尋ねいたします。飯塚市では、長年にわたり、社会の発展に貢献された高齢者の方に対しまして、敬意を表する意味で長寿をお祝いするためにこの長寿祝金を贈呈しております。この長寿祝金は飯塚市が合併する前から、1市4町それぞれ贈呈をされていたというふうに聞いております。長寿祝金の対象者と金額、現在はどのようになっているのか、ご説明のほうよろしくお願いします。

○高齢介護課長

委員のご指摘のとおり、長寿祝金は、長寿を祝い、多年にわたり社会の進展に寄与された功績に対する感謝として、支給しているところでございます。支給状況につきましては、追加資料を提出させていただいております。追加資料の61ページに掲載させていただいております。祝金の対象者につきましては、77歳、88歳、99歳、100歳以上の方を対象として支給いたしております。金額につきましては、77歳の方に対しまして8千円、88歳の方に対しまして1万5千円。99歳の方に対しまして2万円。100歳以上の方に対しまして3万円を支給いたしております。支給の総額は、令和2年度で申し上げますと、2521人の対象者の方に対しまして、合計約3100万円の長寿祝金を支給いたしておるところでございます。

○田中武春委員

長寿祝金給付状況調査の資料、ありがとうございます。この追加資料によりますと、年齢ごとに支給する金額が、ここ3年間は、もうほとんど変わっていないようではございますけれども、77歳、8千円と88歳、1万5千円とありますが、いつからこの金額に決まったのか教えてください。

○高齢介護課長

長寿祝金の金額の推移につきましては、合併前の1市4町の時代は、対象年齢や金額はまちまちでございましたが、合併時に統一いたしております。合併した平成18年度には70歳以上の方全員を対象に、5千円を支給いたしました後、平成19年度から、77歳、88歳、99歳、100歳以上の節目支給として現在のとおりの対象者と金額で支給いたしておるところでございます。

○田中武春委員

ただいまの答弁では、平成19年度から現在に至るまで15年間、金額は変わっていないということですね。もともと長寿祝金は、長寿を祝い、多年に渡りまして社会の進展に寄与された功績に対する感謝として支給するものだというふうに考えております。15年間も金額はそのままにせずに、例えばですけれども、77歳だったら、8千円じゃなくて1万円にするとか、88歳の方については、1万5千円の中途半端じゃなくて2万円にするとか、99歳の方については、切りのいいところで2万円から3万円にするとか、根拠はないですけど。100歳以上の方には3万円から4万円するとかいうふうなことを、3年間を見ても、人数はあまり変わらないですし、そんなにかからないのではないのかと思っております。確かに、飯塚市も、高齢者人口が増えますから、多少の財政負担にはなるかと思っておりますが、ぜひこの増額を引き続き検討してもらいたいという思いを述べまして要望とします。ぜひ内部で検討をよろしく願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 26

再開 15 : 35

委員会を再開いたします。

次に、112ページ、障がい者福祉費、障がい福祉サービス利用状況について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

112ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、障がい福祉サービス利用状況についてお尋ねします。62ページ、63ページに追加資料いただいておりますので、まず説明をお願いしていいですか。

○社会・障がい者福祉課長

追加資料として出させていただいた資料2つ、62ページと63ページについてご説明申し上げます。ちょっと順序が逆になりますけれど、まず63ページの障がい児通所支援給付費及び障がい福祉サービス給付費の推移のほうから申し上げます。項目といたしましては、白丸の給付費の決算額、白丸がついた年間実利用者人数、同じように白丸の一般会計に占める障がい者福祉費の決算額推移を示したものになっております。この給付費の決算額につきましては、障がい者福祉費の91.1%を占めまして、この中で大きな割合が、介護給付費、訓練等給付費、放課後等デイサービス給付費、児童発達支援給付費となっているところでございます。前に戻りまして、62ページの障がい福祉サービス利用状況につきましては、63ページの資料に示しておりましたもののうち、18歳以上が対象となっております障がい福祉サービスのうち、介護給付費、訓練等給付費及び療養介護医療費につきまして、その事業メニューのサービス区分、利用者延人数などの状況を示したものであります。

○川上委員

63ページの資料を見させていただきますと、一番下の3つある表のうちの最後の下段の表ですけれど、増減額（対前年度）というところを見てもわかりますけれども、決算額が伸びております。この決算額が伸びている要因は何なのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

一番下の一般会計に占める障がい者福祉費の決算額推移につきましては、民生費、社会福祉費のうち、障がい者福祉における目のくくりで、決算額の推移を示したというものになります。障がい福祉サービスの決算額の推移につきましては、年々増加傾向となっております、この5年間で1.27倍に増加をしております。また、障がい者福祉に占める扶助費の割合は、各年度同程度の割合を示しております、令和2年度決算で91.1%となり、前年比1億5019万円増となっているところでございます。増加の要因としましては、2番目の年間実利用者人数を見ていただいてもおわかりいただけるかと思っておりますけれども、利用者数が増加してきているというものが大きいと考えております。

○川上委員

利用者がふえている、主な要因は何でしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

利用者数がふえている要因というものにつきましては、特に障がい者サービスのほうの伸びが顕著でございます。障がい児通所支援の子どもに対する給付費について、増加傾向の要因としまして、発達障がいなど新たな精神疾患の広がりがございまして、また乳幼児期からの早期の段階で発達に対する問題点等の気づきなどから、医療機関等に受診することとなったこと。また、医療技術の進歩によりまして、難病患者が増加していること。また、障がい児サービスへの理解が深まってきておりまして、サービス利用への敷居が低くなっていると考えられることから、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が特にふえていく傾向にありまして、今

後も増加傾向が続くというふうに見ております。

○川上委員

63ページの資料に一般会計に占める障がい者福祉費の割合を出していただいているのですが、これは必要な予算を確保し適正に執行していくということで、決算額が伸びているのは当たり前なことだと思いますけれども、措置的な費用が必要だというだけでなく、もっとこういうふう人間らしく、豊かに生きていける、そういう制度を充実することを目指して、必要な予算を大いに組んでいくということも大事だろうと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、114ページ、障がい者福祉費、サン・アビリティーズいづか施設管理運営事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

114ページ、サン・アビリティーズいづか施設管理運営事業費についてお尋ねいたします。サン・アビリティーズいづかは障がい者のスポーツ、レクリエーション及び文化等の振興を図ることにより、障がい者の社会参加の促進と健康の維持増進に寄与するための施設として運営をされております。類似施設は近隣に存在しておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

障がい者専用の、あるいは障がい者が優先的に利用できるスポーツ施設というくくりで見ますと、県内に5カ所ございます。県内5カ所と申しますのは、福岡市に障がい者スポーツセンター、春日市にクローバープラザで、北九州市に障がい者スポーツセンター、あと、サン・アビリティーズ大牟田で、そしてサン・アビリティーズいづかというふうになっております。ですので、筑豊地域に関して言いますと、サン・アビリティーズいづか以外にはそういった施設はございません。

○吉松委員

筑豊地域にはサン・アビリティーズいづかだけだということですが、その施設の使用料についてはどうなっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

サン・アビリティーズいづかにつきましては、障がい者の利用料金については無料となっております。また、障がい者が利用される場合につきましては、一般の方につきましては2カ月前からの予約となっていることに対しまして、6カ月前からの予約が可能となっております。こういったことなどで、障がい者に優先的に使用していただく施設というふうになっております。

○吉松委員

障がい者の利用については無料だと。それから、一般の方が2カ月前からしか予約できないのに、障がい者の方については6カ月前から予約できると。これがサン・アビリティーズいづかのゆえんだろうと考えますけれども、それではスポーツの利用状況はどうなっていますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

サン・アビリティーズいづかにおきましては、障がい者スポーツということで申し上げますと、車いすバスケットボールでありますとか、車いすラグビー、また視覚障がい者の方が行うサウンドテーブルテニスなどが代表的なものとしてございます。

○吉松委員

先日閉会いたしましたパラリンピック、それによりまして、障がい者の社会参加の意識が高まったというふう感じております。私もテレビで車いすバスケット、車いすラグビー、ボッチャ等々を障がい者の方が目標を持って頑張っている姿に、本当に感動いたしました。障がい者の方々に少しでも近づくことができたと感じております。サン・アビリティーズいづかは

近隣に類似施設がないと。また、この施設で盛んに行われております車いすバスケットは、ほかの施設ではなかなか利用が許可できないと。床に傷がつくというような理由で、できるところが少ないということから、遠方からも利用者があると聞いております。また、今度新しく飯塚市体育館ができますけれども、そこでも車いすバスケット、ボッチャなどができる障がい者に寄り添った施設になると聞いております。本市は共生社会ホストタウンであります。そして、何ととっても、車いすテニスのメッカであります。このような土地でありますので、サン・アビリティーズいづかという財産を、新しい体育館とともに、車の両輪として、本市を障がい者スポーツの拠点として裾野を広げるような取り組みをしていただきたいと思います。終わります。

○委員長

次に、114ページ、社会・障がい者福祉費、サン・アビリティーズいづか維持補修費指定管理委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の64ページに資料をいただいておりますので、説明をしてください。

○社会・障がい者福祉課長

資料64ページの説明をさせていただきます。サン・アビリティーズいづか維持補修費、指定管理委託料の推移（5カ年）ということで出させていただきます。これにつきましては過去5年間のサン・アビリティーズいづかにかかる指定管理委託料と、その内訳としましての修繕料、それと委託料以外の直接経費としての修繕料、工事請負費の推移をまとめたものでございます。一番右の維持補修費及び工事費内訳の欄には、その年に行いました直接経費としての修繕もしくは工事について、その内容を記載させていただきます。

○川上委員

そこでこの指定管理委託料の内訳、ここに書いてある修繕料を含めてもいいんだけど、内訳をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

指定管理委託料の内訳ということでございますが、令和2年度の指定管理委託料の決算額が2087万5299円となっております。指定管理委託料につきましては、指定管理者が利用料金収入、その他収入等で管理運営費を賄うことができない分について、その差額分を支出している分でございますけれども、予算の計上段階としての歳出の内訳は、人件費が1211万6千円、事業費が120万円、管理費が864万1千円となっております。決算におきましては、指定管理者から提出を受けました業務報告書の収支決算書から、歳出決算1964万6258円の内訳は、人件費が1103万5337円、事業費が25万4309円、管理費が835万6612円となっております。

○川上委員

人件費の設計が1200万円程度ということなんですけれども、これは何人の稼働を考えたことですか。

○社会・障がい者福祉課長

人件費の内訳を申し上げます。決算ベースで1103万5337円と先ほど申し上げました。内訳につきましては、常勤職員分が3人分がありまして、それが690万9858円。非常勤職員分給与が4名分で152万3800円。賞与として127万6500円。あと、法定福利128万9445円。福利厚生費として2万4334円。研修費が1万1400円といった内訳になっております。

○川上委員

その内、特に非常勤の方の労働単価はどういう基準で考えてありますか。

○社会・障がい者福祉課長

非常勤職員につきましては、基本的に夜間の数時間、夜間に窓口受付等をしていただくための職員の単価でございまして、あと1人は館長が非常勤でありますので、その合算ということにはなりません。

○川上委員

常勤3人については、どういう基準なんですか。

○社会・障がい者福祉課長

算出の根拠といいますか、基礎としましては、従来の嘱託職員、正規職員については嘱託職員の給与をベースに計上をしております。

○川上委員

指定管理者制度の第1の目的は何ですか。

○社会・障がい者福祉課長

民間のノウハウを生かしまして、住民サービスの向上ということが第一義にあると思っております。

○川上委員

実はこれに指定管理者制度のもう一つの効果として、目的というよりは効果のはずなんですけれど、財政縮減効果ということになるのですけれど、この1番と2番は矛盾するところがありまして、2番が目的であるかのような形で来ると、当然1番も目的達成ができないという矛盾がどこの指定管理のところにもあるだろうと思うんですけれど、特に、障がい者福祉にかかわるこの施設においては、この矛盾が深刻ではないかというところを感じております。市の職員が直接したと、仕事したとして、ものを見たり考えたりというのがいるのではないかと。そういう人件費の措置が要るのではないかというふうにも思うわけです。それで、決算年度はコロナによって収入が減っていないか、そうであれば、それにどう対応したのかお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

サン・アビリティーズいづかにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を、令和2年度は当然受けております。この感染拡大による蔓延防止措置でありますとか、緊急事態宣言の影響によりまして、閉館したり、開館時間を短縮したりしたことに伴いまして、施設使用料の収入が減っている分がございまして、また感染対策にかかりまして、追加経費、消毒液を買ったりとか、そういうのがございました。あと、指定管理業務の中で、事業として行うようお願いしてありました分の中止でありますとか、縮小でありますとか、そういったことによる関連経費の支出減を相殺した形で精算をさせていただいております。

○川上委員

市として、そのために特別な手当ををしたわけではないわけですね。

○社会・障がい者福祉課長

経費について精算をさせていただいたというようなことでございます。この精算に当たりましては、閉館したりということで、開館時間自体は短くなっておりますけれど、人件費につきましては維持した上で、まず追加経費でありますとか、通常の事業費が減った分、合わせて相殺した、精算したような形をさせていただいております。

○川上委員

だから収入減になった分、これを市が補てんしたりはしていないわけでしょう。したんですか。市長はしたと言っている。

○社会・障がい者福祉課長

閉館によりまして収入が減った分については、補てんはしております。また、感染対策につきましては定員を半分にするというような措置もしておりますので、利用料金を半額にさせてもらっておりますけれど、その分による減収分も補てんはしております。

○川上委員

ちょっと角度を変えて聞くと、コロナの影響でどのくらい収入が減ったんですか。

○社会・障がい者福祉課長

コロナ関連で施設のほうが入収入減少した額は59万1560円で算出しております。

○川上委員

その59万円を市が当初の指定管理料とは別に59万円を渡したわけですか。

○社会・障がい者福祉課長

当初算出したものに加えてお支払いしております。

○川上委員

予算より59万円プラスした決算になったということになりますか。

○社会・障がい者福祉課長

先ほど申しましたように指定管理の中で事業を行っていただく分が、感染症の拡大によって中止したり縮小したりした分がございましたので、その分で経費がかからなかった分については、差し引きをさせていただいております。

○川上委員

それは補てんしていないということなんですね、私に言わせたら。予算どおりしか渡してないと、減収になった分の59万円上乗せプラス追加はしていないよと、それを確認しましょう。それから、住民サービスにかかわることでもあるんですけど、例えば台風が来ますと、きょうみたいに。早く閉めて帰らないと帰れませんと、職員の方も。避難所機能があるかわからないけれど、夜にスポーツしには来ないというようなときに、大雪とか大雨とかありますけれど、こういうときに指定管理者の自主的な判断によって、開館時間の変更というのはできるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

そういった天候等による理由で開館時間を変更するということにつきましては、市と相談の上、できるというような規定にはなっております。

○川上委員

例えばきょうとかはどうなるのですか。相談の上というのはちょっとよくわからない。どういう相談の仕方をするのですか。

○社会・障がい者福祉課長

サンアビの条例の第5条になりますけれど、サン・アビリティーズいくつかの休館日は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得てこれを変更または臨時に休館することができるとあります。きょうはちょっと、もう緊急事態宣言で元々閉まってはいるんですけども、大雪等々、やむを得ないと判断する場合には、当然、閉館時間の変更については了承するような形になります。

○川上委員

きょうは、ちょっとすみません、間違えました。それは電話を掛けたら、はいどうぞという感じになるんですか。何か書面を書かないといけないのですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:03

再 開 16:04

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

そういった緊急の場合につきましては、書面とかいう取り交わしは特にしておりません。緊急でやむを得ない場合ということで、電話なりで相談いただいて承認するという形になります。

○川上委員

さっきから市長がずっと私を見て、うなずいたり、首を振ったりされているので、ありがたいと思いますけれど。ここは、ほかの指定管理の施設にもかかわることかもしれませんけれど、指定管理の意義というか、目的は住民サービス充実ということでしょう。そして財政縮減効果にもつながれば、それはそれでいいねというぐらいなだけで、きちんと押さえていかないと、せっかく民間の力、特に当事者の方がかかわるような障がい者サービスの問題でやっているのに、その臨機応変さというか、柔軟性が欠如すれば、第1の目的が達成しにくくなるなどという感じがして。それから、その一方で、財政縮減効果だけはたっぷり求められるというのでは、どうかという気もするので、指定管理者制度を皆さんが導入するという趣旨からいっても、現実はそのような矛盾もつきまとっているのではないかという、これは指摘をさせていただきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、116ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業の成果について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料は65ページに出ていますので、成果の説明をしていただいでよろしいでしょうか。

○子育て支援課長

この事業の成果でございますが、修学資金につきましては、平成29年度の事業開始から48名の学生がこの貸し付けを受け、令和2年度末までに34名の学生が卒業しております。そのうち市内の私立保育所に常勤保育士として採用された方は21名で、約6割の学生を保育士として市内保育所に確保できたものと考えております。生活資金につきましては、事業開始から32名の保育士が貸し付けを受けておりますが、4名の方が5年以内に離職している状況でございます。就職緊急支援金につきましては、平成28年度から事業を行っておりますが、令和2年度までに111名の保育士が新規採用されているものでございます。保育士としての就職を望まない理由の一つに賃金の問題があると聞いております。市の対策事業では、返還免除型の貸付金や助成金を行うことで、一定の効果があっているものと考えております。

○川上委員

この制度の導入に当たっては、いろいろな考え方から、これをするくらいなら別のほかに有効なものがあるのではないかという議論も議会ではありました。共産党としては、これも不十分性があるかもしれないけれども、これもやろうと。ほかにあれば、それもやりましょうと。もう待機児童解消のために、ゼロにするために、考えられることが100%でなくても、全部やっぺいこうという主張をした経過があります。今、一定の効果があつたという答弁でしたけれど、その一定の効果について、どう評価しているかというのをお尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長

保育士を1人採用することで、ゼロ歳児では3人、1、2歳児では6人、3歳児では20人、4歳児以上では30人の子どもを保育することができるようになりますので、市内の私立保育所に保育士を確保できたということは、それだけの子どもさんを預かることができるようになったというふうに考えております。

○川上委員

それはものすごく重要な成果と思うんですね。1人の子どもが必要なのに保育所に入れないうことを解消しただけでも、大事なことだと思うんですけど。働いている、あるいは働く保育士さんについては、今コロナの時代というのがありますけれど、やはり夢とか希望とか持ちながら働き続けられる。そういうふうな制度の内容だと思うので、大いに期待したいと思っています。質問を終わります。

○委員長

次に、116ページ、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業のコロナ禍での実施状況について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

116ページ、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業費についてお伺いいたします。飯塚市におかれましては、どのようにこの事業を組み立てていらっしゃるのか、教えてください。

○子育て支援課長

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4カ月を迎える全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しましては、適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を目的とした子育て支援事業であり、本市においては平成23年度から実施しております。市の訪問員は会計年度任用職員でございますが、看護師資格を有した職員2名が各乳児世帯を訪問しております。

○上野委員

出産祝品はどのようなものがあるのか、教えてください。

○子育て支援課長

飯塚市ではスタイ、紙おむつ、絵本を祝品として、訪問の際にお渡ししております。

○上野委員

令和2年度の実施状況についてご紹介ください。

○子育て支援課長

令和2年度は、令和元年度生まれで訪問のできなかった乳児と、令和3年2月までに出生した乳児、合わせて1041名のうち健幸保健課の保健師が行う新生児訪問等の対象で、全戸訪問の対象にならない269名を除く772名を訪問の対象世帯として事業を実施いたしました。緊急事態宣言中は一時訪問を中止した期間はございましたが、昨年度は708名のお子様の世帯に訪問させていただいており、訪問実施率といたしましては91.7%となっております。また、年度末にお生まれになって訪問できなかった家庭につきましては、令和3年4月以降に訪問しており、昨年度は訪問拒否をされたご家庭はございませんでした。

○上野委員

新型コロナウイルス感染症のもと、何か影響はございましたか。

○子育て支援課長

緊急事態宣言中は訪問をとりやめておりましたが、その後、感染防止対策を行いながら各家庭を訪問させていただいております。訪問したご家庭からは、コロナ禍の中、外出を自粛していたので、家族以外の人と久しぶりに会い話ができてよかった。育児についての相談を自宅でできるこの事業は、この時期とてもありがたいなどの声をいただいております。

○上野委員

この事業の実施については、コロナ禍において特に大変だったのではないかと思います。さまざまな環境下にあるご家庭を訪問される職員さん、調整力にたけた人間力が必要とされると思います。目配り気配りを充実するためには、1人で訪問されておられる現状の改善とともに、そのような人材こそ会計年度ではなく正規の職員として迎えるべき方策をぜひ考えていただきますようお願いをして、質問を終わります。

○委員長

次に、117ページ、児童措置費、保育体制強化事業補助金について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

117ページ、児童措置費、保育体制強化事業費補助金についてお伺いします。本市としてこの補助金をどのように活用されておられますか。

○子育て支援課長

保育体制強化事業につきましては、国の保育人材確保事業の一つで、本市では、平成29年度から実施しております。この事業では、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育支援者として、設備の清掃や給食、寝具等の準備や後片づけといった保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することで、保育士の就業継続及び離職防止を図り、働きやすい職場環境を整えていくものでございます。

○上野委員

どのような施設が対象なのか、また補助の金額としてどのように計算をされているのか、お伺いいたします。

○子育て支援課長

対象につきましては、市内の私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園を対象としております。補助の金額でございますが、1施設当たり月額10万円が上限となっております。また、一定の要件を満たし、散歩等の見守り事業を行う場合は、月額14万5千円が上限となっております。

○上野委員

この事業への対象施設の反応、課題などがあればご紹介願います。

○子育て支援課長

過去3年間の実施施設数の実績について見ると、平成30年度は4園、令和元年度は6園、令和2年度は8園となっており、実施施設数に増加傾向が見られます。各施設において、本事業へのご理解が深まりつつあるというのと同時に、保育所等の職場環境の整備につながっていると捉えております。今後は、保育支援者の求人の申込みが少ないことや、補助金の交付要件として、保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の人数が、前年同月よりも同数以上であることが条件であることにより、その要件に合致しにくいなどの課題がございますが、実施施設が増加していることから、保育施設にとっても必要な事業であると考えますので、要件を満たす施設への補助を継続してまいりたいと考えております。

○上野委員

保育に携わっていただいている方々の職場環境の改善や、地域住民の皆さんがかかわっていただくことで、施設への理解がより深まることだと思います。これからも事業の浸透にご尽力いただいて、子どもたちの健全な育成へとつなげていただきますようお願いをして、質疑を終わります。

○委員長

次に、117ページ、児童措置費、保育所体制と入所待機状況について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

117ページ、児童福祉費、児童措置費、保育所体制と入所待機状況について、決算書に絡めて質問したいと思います。まず、追加資料の67ページを説明していただけますか。

○子育て政策課長

追加資料の67ページについてご説明をいたします。資料中の1につきましては、保育所、こども園の支給認定状況、申込み者数を記載しております。2は、利用状況、入所者数を記載しております。3は1から2を差し引いた未利用者数となっております。申込み者数につきましては、平成30年度及び令和元年度は月をおうごとに増加しておりますが、令和2年度につきましては、少しは伸びておりますが、ほぼ横ばいでございます。これはコロナ禍において、申し込みを控えている保護者がいるものというふうに考えております。入所者数につきましては、各年度ほぼ同じ推移をしております。そのため未利用児童につきましては、令和2年度は、平成30年度及び令和元年度よりも少ない人数で推移をしております。

○川上委員

令和2年度末の3月の未利用の人数が72人となっておりますけれども、年度越えて、今年の4月は、未利用と呼ばれる人数が何人ですか。

○子育て政策課長

令和3年4月1日現在の未利用児童数につきましては、12名となっております。

○川上委員

これはふえる傾向ですか。5月とか6月とか、わかりますか。

○子育て政策課長

申込み者数が増えていきますので、増加をすることが考えられます。

○川上委員

直近では、いつで、何人になっていきますか。

○子育て政策課長

令和3年7月1日現在で申し上げさせていただきたいと思います。7月1日現在の未利用者数につきましては、26名となっております。

○川上委員

私たちの当初の考え方としては、未利用者ではなくて、も含めて、入所待機児童をゼロにすると。今年はゼロになっていなければならなかったと思うんですけど、今はなっていないということですね。これもコロナのもとで特別な要件があってこの状態ということでしょうから、そういう意味ではコロナ収束後も含めて、ゼロというのをいつまでにどのように達成するのかというのが大事だろうと思いますけれど、今の未利用の特徴は、定員内なのに、保育士が確保できないために、受け入れられないというのが特徴ですか。

○子育て政策課長

すみません、私どもで言いますと待機児童につきましては、今現在もゼロでございますが、委員が言われます未利用児童につきましては、傾向といたしましては、保護者の方が指定園のみ、指定する保育園のみを希望されるという、割合が多いということでございます。

○川上委員

保育園の保育内容との関係で、かみ合わないというのもあるでしょうし、もう一つは、どうしても自宅と職場との関係で、地域的なかみ合わなさというか、ということも考えられると思いますけれど、このかみ合わないなところの方々は、どこに保育所があったら、かみ合うとかいうのは把握したことがありますか。

○子育て政策課長

今、委員のおっしゃられるような形での保護者に対する質問はしておりませんが、先ほど委員がおっしゃられましたように、当然、自宅の近くとか勤務場所の近くという希望される方が当然のことと思われまます。ただそれだけではございませんで、保育園の保育方針だったり、保育園の雰囲気だったり、そういったものを重んじてそちらを指定するという保護者の方も多いというふうに考えております。

○川上委員

筑穂保育所を160人から130人に定員を30人減らすんですけど、大規模な保育園、保育所ではなくとも比較的小規模の保育所、保育園をニーズのある地域に用意するとかいう発想が必要ではなかったかと。今後の課題にしてもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、121ページ、保育所費、公立保育所・幼稚園あり方検討委員会メンバー、開催日数、具体的な検討内容について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから121ページです、公立保育所、幼稚園のあり方検討委員会について何点か質

問します。このあり方検討委員会の審議内容について少しご説明ください。

○子育て支援課長

現在は公立保育所、こども園あり方検討委員会に名称を変更しておりますが、同委員会は、公立保育所、子育て支援センター及び公立こども園のあり方に関する事項、あり方に関し、必要な事項、あり方に関する実施計画の策定に関する事項を調査審議する市の附属機関の一つでございます。

○田中武春委員

それでは令和2年度において、この委員会、何回ぐらい開催されたのかということと、具体的にどのような審議されたのかお聞かせください。

○子育て支援課長

令和2年度におきましては、令和2年9月29日と令和3年2月22日に2回委員会を行っております。第1回目の委員会では、子育て支援センターの運営団体の選定を議題としております。また、第2回目につきましては、子育て支援センターの事業運営委託の受託候補者に係る答申について審議をしております。そのほか、報告事項として、まちなか子育て広場の指定管理について、筑穂保育所建てかえについて、筑穂子育て支援センターの移設場所等について、楽市平恒統合保育所建設地等についての報告を行っております。また、子育て支援センター事業運営委託につきましては、専門部会を設置し、3回の部会を開催しております。第1回の専門部会では、子育て支援センター事業運営委託募集要項について、プロポーザル実施要領について、仕様書について、第2回目につきましては、運営委託団体の選定基準等について、第3回目につきましては、運営委託申し込み法人のプレゼンテーション及びヒアリングを行い審査をしております。

○田中武春委員

多岐にわたることを検討されるということでは、よくわかりました。委員構成についてはどのようにしているかお教えてください。

○子育て支援課長

委員会の委員構成につきましては、学識経験を有する者3名、関係行政機関の職員1名、子育て関係団体2名、公募による者2名の計8名で構成しております。

○田中武春委員

わかりました。そしたらすみません、委員報酬を調べておりますけれども、報酬について何か基準等があるのでしょうか教えてください。

○子育て支援課長

委員報酬につきましては、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、日額5900円と、1日につき費用弁償として800円を支給しております。

○田中武春委員

わかりました。よろしく申し上げます。最後に私のほうから一言ちょっと、要望じゃないですけど、保育園それからこども園を取り巻く環境として、全国的に少子化が進行している中、また、核家族化もありますし、共働き世帯の増加、それから、就労形態の多様化により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化をしてきているというふうに思います。多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもたちが安心して産み、子どもが安心して産み育てられる環境づくりが喫緊の課題であり、大変重要というふうに考えております。課題は多岐にわたりますけれども、大変だと思っておりますが、引き続きの取り組みをお願いいたしまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長

次に、122ページ、青少年対策費、児童クラブ利用状況（クラブ別人数、金額）について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

122ページ、児童福祉費、青少年対策費、児童クラブ利用状況についてお尋ねします。68ページに追加資料いただいておりますので、まず説明をお願いしたいと思います。

○学校教育課長

資料68ページをお願いします。説明をさせていただきます。児童クラブ利用状況でございますが、過去3年間におけます児童クラブを利用する児童数を記載したものでございます。1から3年生の下級生、4から6年生の上級生に分けて記載しており、その内数としまして、特別支援学級の児童など配慮が必要な児童数を括弧書きで示しております。また、下段になりますが、児童クラブ運営等委託料における直近3カ年の実績を記載しております。以上、簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○川上委員

この資料を見ると、一部を除いて軒並み保育すべき子どもがふえています。この現状は、今後もふえていく傾向なのか、どういうふうに見ておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長

令和3年度は2093人ということで昨年度よりは数が少し減っておりますので、今後増加という傾向でもございません。

○川上委員

それはコロナとはあまりかわりがないという中で、ふえていく傾向ではないということですか。

○学校教育課長

そこまで詳しくは調べておりませんが、コロナの影響かどうかは、また今後、様子を見ていきたいと思っております。

○川上委員

そこで、この資料の中で、括弧の中に障がい者手帳を所持している児童・特別支援学級に在籍している児童という資料があります。それで、そういう児童に対する対応について、私は以前、そういう児童が落ち着いて過ごせる空間が確保されているだろうかという心配をして質問したことがありますけれど、今どのような特別な支援、手だてをとっておるか、できていないかについてお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長

基本的には児童センター内の静養室で対応することが多くございますが、障がい児童が落ち着く場所が必要となり、児童クラブで十分なスペース確保ができない場合は、普段、学校で過ごしています特別支援学級の教室等を利用するなど、学校の施設を利用しながら状況に応じて対応するように現在行っております。

○川上委員

その場合の安全確保、見守りという点では、こういったことが工夫されておりますか。

○学校教育課長

特別に支援を必要とするお子様には、2人に1名の支援員をつけておりますので、その支援の方に安全確保等の見守りをお願いしているところです。

○川上委員

この際ですから、昨年来からのコロナに対して感染防止対策、努力されていると思っておりますけれど、こういった点でできていて、こういった点で不安だというようなことがありますか。

○学校教育課長

児童クラブにおきましては、3密の回避やマスクの着用、手洗いなど、今までどおり、普段どおりやっていたことを徹底しつつ、感染リスクが高い場合は、行動を控えるよう十分な対策を実施していただいております。また、児童クラブには、密を防ぐための

対策としまして、各机にパーテーションを設置いたしまして、前方または横との仕切りとして使用しております。また、支援員の健康管理につきましても、支援員自身を含め、ご家族の体調不良のときには、他の児童クラブや運営受託先の事務局からの支援体制を整えることにより、児童クラブに影響を及ぼすことなく、先生方の安全面の管理の徹底をしております、現在に至っておりますので、今後も続けてまいりたいと思っております。

○川上委員

ここで児童クラブ利用料について、歳入になりますけれども、お尋ねしたいと思うんですね。追加資料の22ページに出していただいていますので、説明していただいているのですか。

○学校教育課長

資料の22ページをお願いいたします。児童クラブ利用料の他市比較及び滞納・減免状況についてですが、1点目は、児童クラブ利用料に関するものでございます。本市を初め近隣都市の人口及び10万人前後の市を対象とし、本年度9月に調査を行い、他の市との利用料及び延長料金等を記載しております。2点目は、滞納の状況に関するものでございます。令和2年度児童クラブ利用料の滞納額、翌年度への滞納繰越額及び滞納者数を記載しております。最後に、減免状況に関するものでございます。本市における児童クラブ利用料の減免対象は、月額4千円に対しまして、兄弟2子目が100分の75の3千円。兄弟3子目及び生活保護世帯が全額減免。ひとり親世帯及び非課税世帯が半額減免となっており、令和3年3月31日現在の児童数と減免額を記載しております。

○川上委員

この資料の中ほどに、中段の表に滞納状況があるわけですがけれども、滞納状態にある世帯というか、保護者、子どもの人数ではなくて保護者の人数を出していただいております。現年課税分で70人ということになっているんですけれども、繰り越しも含めると、いろいろあるんですけれども、この人数というのは増加傾向にありますか、どうでしょうか。

○学校教育課長

昨年度の滞納者よりもことは減っております。

○川上委員

この学童の利用料を、一律的に半額にした場合、財源が新たにどれぐらい必要か、ちょっとお尋ねします。

○学校教育課長

令和2年度決算ベースで申しますと、調整額が7450万円の半額であります3725万円程度の財源が必要になると考えております。また、9月時点での調整額から本年度の年間見込額をベースに申し上げますと、約8400万円の半額であります4200万円程度の財源が必要になると考えます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑がないようですから、第3款、民生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16：40

再 開 16：45

委員会を再開いたします。

次に、第4款、衛生費について、125ページから134ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております125ページ、保健衛生総務費、急患センター管理運営事業費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

125ページ、急患センター管理運営事業費についてお尋ねいたします。令和元年度と令和2年度と比較いたしまして、急患センターの1日当たりの利用者数は大幅に減少をしております。元年度が1日当たり約10人、それが令和2年度は1日当たり2.4人と急減しておりますけれども、この要因は何であったか分析されていると思いますので、お答え願います。

○健幸保健課長

これまで急患センターを利用された方の大半は、インフルエンザに罹患したことで受診されるという方でありました。コロナ禍により受診を控える方が多かったこともございますが、マスクの着用が定着し、手指消毒や換気といった感染対策を講じるようになったこと、インフルエンザの予防接種率が令和元年度55.3%に対し、令和2年度は72.7%と増加したこともございまして、インフルエンザの大きな流行が起こらなかったことが大きな要因と考えております。

○吉松委員

主な要因が、コロナ禍の影響でインフルエンザの患者さんが減ったという特異な現象が起こったというわけですが、それではコロナ禍において発熱者が急患センターに来られた場合に、どのような対応をされておりますか。

○健幸保健課長

発熱等で急患センターに来られた方につきましては、新型コロナウイルス感染症の可能性もございますことから、急患センター内での感染等を防ぐため、まず、建物内駐車場にございますインターフォンによって看護師が症状を確認いたします。その後、医師が診療所内で診察をするか、駐車場で車に乗っていただいたままの状態、医師、看護師が出向いて診察するかを判断をしております。診察の結果、新型コロナウイルス感染症の可能性があると診断された場合は、急患センターではPCR検査を実施しておりませんので、翌日等にかかりつけ医に相談するようにお伝えをしているところでございます。

○吉松委員

急患が少ない場合でも、1年365日、休日夜間に急患センターは開設されておるわけですが、今回のようにコロナ禍にあつては、この急患センターのスタッフというのも貴重な医療財産でありますので、少ないといえども、何らかの活用方法があるかもしれませんので、検討のほうをお願いいたして、質問を終わります。

○委員長

次に、126ページ、保健衛生総務費、車両購入費に係る購入した車両、見積り等の有無について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

それでは126ページ、保健衛生総務費の車両購入費について何点か質問したいと思いますが、この購入した車両とは、大体どのようなものを教えてもらえますか。

○健幸保健課長

健幸保険課では、現在9台の車を所有しておりますが、経過年数の長い車両が多かったことから、計画的に入れかえを行うために、毎年1台ずつ買いかえのほうを行ってまいりました。今回の車両購入につきましては、企業局が令和2年度より車両をリース化することに伴いまして、車両を処分することになったため、そのうちの4台をまとめて購入したものでございます。4台の内訳としましては、軽バン3台と軽乗用車1台となっております。

○田中武春委員

そういった場合は、私ちょっと思うのですけれども、購入ではなくて、何か行政同士だから、管理かえと言うんですか、にならないのでしょうか、ご説明をよろしく願います。

○健幸保健課長

企業局は独立採算を原則とする企業会計となっておりますので、減価償却後の帳簿価格で今

回は購入を行っております。

○田中武春委員

企業局ですね、独立採算。了解しました。4台購入して老朽化した4台は破棄したということですが、破棄した車両の経過年数等を教えていただけませんか。

○健幸保健課長

購入の古い順にご説明をさせていただきます。まず、平成9年購入で経過年数が23年、次に平成15年購入で経過年数17年、その次が平成18年購入で経過年数14年、最後の1台が平成19年購入で経過年数13年となっております。

○田中武春委員

経過年数が13年から23年ということですね。経過年数以外に車両に何か不具合等があったのでしょうか、お答えください。

○健幸保健課長

4台とも共通してエンジンのほうに不具合等がございました。エンジンから異音、音が聞こえなくなるとか、発進時にエンジンがかからない、信号待ちで停車中にエンジンが止まるといった不具合がこれまでに生じたことがございます。

○田中武春委員

そしたら、これは古いから多分、クラッチがダルマでオートマチックじゃないのか、わかりませんが、もう少し詳しくそれぞれ13年、14年、17年、23年という車があるんですけれども、廃車したそうなのですが、細かく13年の車はこういう支障があったというのが、4台わかれば簡単にご報告できますか。

○健幸保健課長

それぞれの状況でございますが、まず経過年数が23年の一番古い車ですが、こちらの車が走行中、信号待ちのときにエンジンがかからなくなることが、当時4、5回ほどあったということの記録が残っております。経過年数17年の車両ですが、こちらに関してはエンジンに異音が生じて、停車時にちょっと異臭もしたことがあるというふうに報告のほうが入っております。14年経過については、こちらの車両が発進時、最初に乗ったときにエンジンがかからないこと等があったと。13年経過のほうは走行中にエンジンからちょっと異音が生じる、変な音が生じるということの報告のほうが残っております。

○田中武春委員

怖いんですね。公用車を安心安全に使用するためには、多分、日常点検が必要というふうに考えます。点検しないと乗るばかりではいけませんので。それには道路運送車両法第47条2の規定によって、自動車の使用者は、適切な時期に、灯火装置の点検とか、制御装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車の点検をしなければならないというふうにされています。これは自分の車でも、公用車でも一緒だと思いますが、本市においても今後は公用車の日常点検表などが確かあると思います。そういうのをぜひ作成をしていただいて、職員が乗る前に、朝、必ずエンジンをかけて電気系統を見て、エンジンオイルを見てとか、そういう始業点検をしてもらうようにお願いします。そういったことが、安全管理を図ることで公用車の不具合が起こらないような、課でもぜひ取り組まれるよう要望しまして、質問を終わります。

○委員長

次に、128ページ、健康づくり推進費、がん検診委託料に係る成果、新たな検診項目について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

健康づくり推進費、がん検診委託料に係る成果、また新たな検診項目についてを、2点ちょっとお聞きしたいと思います。市の集団がん検診、がん検診は大変重要なことであります。ま

たしっかりやっただいていてと思いますけれども、種類と実施方法について、まずはお答えください。

○健幸保健課長

がん検診の種類としましては、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診となっております。実施方法につきましては、胃がん検診はバリウムを飲んで検診車でエックス線間接撮影を行っております。肺がんは胸の胸部エックス線間接撮影を行っております。大腸がんにつきましては便潜血反応検査、前立腺がんは血液検査によるP S A検査、子宮頸がん検査は頸部細胞診、乳がん検査はマンモグラフィによる検査のほうで実施をしております。

○守光委員

今現在は6項目やられているということでありまして、まだあまり世間のほうではそんなに知られて、ニュースではあったと思うのですが、新たながん検診として、線虫がん検査というのが、今少し言われておるんですけれども、御存じであったら説明をお願いいたします。

○健幸保健課長

線虫がん検査についてですが、嗅覚にすぐれた線虫（線形動物）が尿の中のがんのおいを識別する検査で、がんの早期発見につながる検査であります。一方で、がんの場所までは特定ができないことから、検査結果が陽性の方につきましては、全身のがん検査が必要になるものであります。

○守光委員

最後、また要望なんですけれども、今、ご答弁で言われましたメリットとしてはがんの早期発見ということで、デメリットとしては、まだがんの発見はしますけれども、部位まではこれではなかなか今特定はできないということで、検査してからわかって、どこにあればあるかわからないという不安が残るという問題はありますけれども、でもがんということがわかれば、そのあとにがん検診をしっかり病院のほうでやれば、もう本当に早期発見で、早期発見すれば、今はもうこの医学が進んでおりますので、治る病気でもありますので、その点はしっかり検討していただきたいと思うんですけれども、その中で今、福岡県の中では久留米市と小郡市が、2019年になるんですけれども、全国の自治体で初ということで、開発元が株式会社H I R O T S Uというところですね、と提携というか、ちょっと取り組みをやっていこうということで発表されております。こういった県内の近いところで、久留米市さんまたは小郡市さんが今スタートを切られておりますので、その部分をしっかり検討していただいて、できましたらこの線虫がん検査、この6項目にまた1項目ふやしていただいて、飯塚市からがんで苦しむ方が少しでも、また早く発見されてよくなる方向になるように、また検討していただくことを要望して終わります。

○委員長

次に、128ページ、健康づくり推進費、不妊治療助成金の現状及び今後について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

不妊治療助成金の現状及び今後についてを、幾つかお聞きしたいと思います。今、不妊で悩まれている方は全国に多くの方がいらっしゃいます。これ、たしか数字ではないのですが、10人前後に1人はこの不妊治療で生まれた子どもとも言われております。それだけ今この不妊治療をやられる方が多いと思うんですけれども、現在この行われているその助成金の仕組みについてをまずお答えください。

○健幸保健課長

不妊治療のうち、特定不妊治療につきましては、医療保険が適用されないために、医療費が

高額となります。そのため、経済的負担を感じているご夫婦に対しまして、費用の一部を助成し、少子化対策の充実を図ることを目的として、福岡県が実施している、不妊に悩む方への特定不妊支援事業による1回目から3回目の治療費助成の決定を受けた方に対しまして、1回の不妊治療に要した費用から、県のほうの上限額、まず30万円の助成額を控除いたしまして、そこにさらに市のほうで10万円を上限に上乗せをして助成をしているところでございます。

○守光委員

今は県の事業ということで、結構多くの方が利用されているのではないかと思うんですけども、実際飯塚市としては、現在どれぐらいの方が年間に利用されているのか、お答えください。

○健幸保健課長

令和元年度、過去2年になりますが、令和元年度が24人、令和2年度が38人の方が利用されています。

○守光委員

この制度はもう先ほども説明ありましたが、この後ちょっとお聞きしようと思うのですが、国のほうでも保険適用ということが今言われておりまして、それまでは今もうそれがあがる程度決まりつつあって、国のほうがずっと3回30万円、30万円、頻度がですかね、そういうふうになっておりますけれども、以前は県が1回目は30万円で、2回目からは市のほうも15万円、たしか補助金を出されていたと思います。いよいよこの制度も来年保険適用に、今、方向が進んでおりますけれども、保険適用になれば、今まで出していた市のほうの補助金がどうなるのかなということ、心配もあるのですけれども、その点について、市の考えは、継続されるのかお答えください。

○健幸保健課長

まず、国のほうが不妊治療のどの範囲まで保険適用にするのかということが、今の現時点ではまだ明確になっておりません。そのため、継続するかどうかという判断をするというのは、今の時点では難しいところではありますが、国の動向等を注視しながら、今後の対応については保険適用等の結果を踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。

○守光委員

最後になりますけれども、国の動向を見ながら、確かに保険適用といっても、例えば体外受精または顕微授精とかさまざま、相当大きな金額がかかる部分もありますし、どの部分がこの保険適用になるかということもまだ国のほうも明確にしておりませんので、その部分はこれから判断はしていられると思うのですけれども、この制度自体が2004年からスタートいたしまして、ようやく今保険適用までなるようになりました。もう本当に多い方では、1回にやはり7、80万円、約100万円前後。ある方からお聞きしたら、軽自動車が1台買えるぐらい使って、ようやく子どもができたというお話もお聞きしております。この保険適用になって、部分が決まったら、ぜひともそれ以外に外れる部分も多分出てくると思います。いろいろ、ほかにはタイミング法とかさまざまあって、それでもやはり結構お金がかかりますので、そういった部分に、保険適用外になった部分に対して、今現在、飯塚市は15万円前後を出されておりますので、その部分を充てていただくことを検討していただきたいということをお願いいたしますし、自分が調べたところによりますと、ある町では、全国の町の一部のところでは全額、もう保険適用になる、ならないに関係なく、全額負担しているところもありますので、またしっかりその部分を踏まえて、ご検討のほどよろしくお願いいたします。質問を終わります。

○委員長

次に、129ページ、健康づくり推進費、運動・スポーツ習慣化促進事業委託料に係るスポーツ・ツーリズム関連の予算執行の有無について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

129ページ、健康づくり推進費、運動・スポーツ習慣化促進事業委託料についてお伺いたします。決算額1251万3050円でございますが、コロナ禍において事業は完遂できたのでしょうか。

○健幸都市推進課長

この運動・スポーツ習慣化促進事業につきましては、健幸都市づくりの実現を図るため、健幸ポイント事業と連動した取り組みとしてスポーツ庁の交付金を活用し、安全性の担保された個別処方型の運動プログラムを提供する教室となっております。特に、健康無関心層の取り組みや、ハイリスク者の減少を目標とし、活動量計を用いたデータ分析に合わせ、定期的な体力テストにより、個々に合った運動プログラムを提供し、ご自宅での筋トレの実践による運動の習慣化を図るということを目指しております。令和2年の事業参加者は88名となっております。この事業では3か月おきに筋力測定を行っております。その際、平均ではございますが、参加者の平均ですけれども4.3歳の若返り効果があっております。

○上野委員

これらの健康増進事業は筋トレやランニング、ウォーキングなど、世代を超えて人気を集めており、結果、地域に活力を与えている、「するスポーツ」として大変意義のあるものだと思いますし、4歳以上若返るという効果も出ておるようでございますので、取り組みを進めていただきたいと思います。一方、先日まで行われておりました東京オリンピック、パラリンピックなどの、「見るスポーツ」は多くの市民を魅了しております。競技種目も柔道や野球からスケートボードやバイク競技など、多種多様な種目のスポーツが取り込まれている状況です。これらの「見るスポーツ」や「するスポーツ」を生かしたスポーツ・ツーリズムを本市でも取り組んでいくことが重要だと考えますが、関連する支出があったのかどうか、また、市としてどのようにお考えなのか教えてください。

○健幸都市推進課長

昨年度のこの事業の中でスポーツ・ツーリズムというところの予算支出はございませんでした。ただし、今、質問委員のご指摘のありましたスポーツ・ツーリズムにつきましては、今現在、新体育館を建設いたしております。また筑豊緑地にはいろいろなスポーツ施設が集積いたしております。それらのスポーツ施設の有効利活用、それとあわせまして、筑豊緑地に隣接するリトリート等の宿泊施設との連携により、交流人口の拡大による経済効果、経済の波及効果を高めることについても現在今、経済部と調整し、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○上野委員

スポーツ・ツーリズムとはスポーツを楽しむ、観戦するための移動だけではなくて、旅行スタイルを伴うものであります。東京オリンピックで一躍脚光を浴びた競技の一つにスケートボードがございますが、金メダルを獲得された堀米雄斗さんは、当市飯塚市と浅からぬご縁があると伺っております。このスケートボードやBMXを包含するアーバンスポーツと言われる分野においては、宿泊を伴う大きな大会を行うための施設整備においても、他のスポーツ施設のような多額の支出は伴わず、飯塚市のスポーツ・ツーリズムの主軸に位置づけることが可能であります。そのような視点を持って取り組んでいただくことをお願いいたしますとともに、現在、遠賀川敷にありますスケートボードパークも、スポーツ施設の一環として所管していただきますように重ねてお願いを申し上げて、質問を終わります。

○委員長

お諮りいたします。認定第1号から認定第12号までの12件については、本日の審査をこの程度にとどめ、9月21日午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、令和2年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。